

第八十回国会 大蔵委員会 議 録 第十二号

昭和五十二年三月二十二日(火曜日)
午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 小淵 惠三君

理事 野田 毅君 理事 保岡 興治君

理事 山下 元利君 理事 佐藤 観樹君

理事 山田 耻目君 理事 坂口 力君

理事 永末 英一君 大石 千八君

池田 行彦君 後藤田正晴君

鴨田 宗一君 砂田 重民君

佐野 嘉吉君 原田 憲君

葉梨 信行君 村山 達雄君

村上 茂利君 山崎武三郎君

毛利 松平君 山中 貞則君

山下 徳夫君 池端 清一君

伊藤 茂君 川崎 寛治君

大島 弘君 只松 祐治君

沢田 広君 宮地 正介君

伏木 和雄君 荒木 宏君

高橋 高望君 小林 正巳君

大原 一三君 永原 稔君

永原 稔君

出席政府委員

大蔵政務次官 高島 修君

大蔵大臣官房審 山内 宏君

大蔵省主計局次 加藤 隆司君

大蔵省主税局長 大倉 眞隆君

大蔵省証券局長 安井 誠君

大蔵省銀行局長 後藤 達太君

国税庁次長 山橋敬一郎君

委員外の出席者

人事院事務総局 藤野 典三君
給与局参事官
大蔵委員会調査 末松 経正君
室長

委員の異動
三月二十二日

辞任

小泉純一郎君

小林 正巳君

永原 稔君

同日

辞任

大原 一三君

川合 武君

補欠選任

葉梨 信行君

大原 一三君

川合 武君

同日

補欠選任

小林 正巳君

永原 稔君

三月十九日

景気回復のための減税措置等に関する請願(阿部昭吾君紹介)(第一五三一号)
支那事変賠償金国庫債券の償還に関する請願外二件(河野洋平君紹介)(第一五七三号)
府中市の米軍基地跡地の地元利用に関する請願(長谷雄幸久君紹介)(第一六六二号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○小淵委員長 これより会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。永原稔君。

○永原委員 私は、国税と地方税を通ずる体系化と言いますと少し大き過ぎるけれども、この関連性について少し伺ってみたいと思います。

所得税につきましては税調では諸問に依じて答申を出されておりますが、この答申どおり今度の税法では改正を見ております。何か、原案というのは事務当局でお出しになるのではないかと思いますけれども、そういうような中で審議された答申です。大蔵当局の御意向も十分反映しているのではないかと思います。

そういう中でこの答申を見てみますと、「夫婦二人の給与所得者の課税最低限が昭和五十二年度において実質的に昭和五十一年度とはほぼ同水準になることを目安とすべきである」というような答申でございいます。そういうことで、三万円の人控除というものが決められておりますけれども、「五十一年度とはほぼ同水準になることを目安とする」という中に、やはり経済の指標の中で消費者物価指数の伸びというのが意識されているように見受けられます。

経済の指標の数値を見ていきますと、五十二年の消費者物価の平均上昇率は八・四％、こういうように示されておりますけれども、これを吸収するための三万円の控除の引き上げでしようか、その点をまず伺いたいと思います。

○大蔵政府委員 税調答申を十分御吟味願った上での御質問と思いますが、その中にございいますように、今回の減税の考え方は、やはり二年続いて

減税を見送ることによって中小所得者に負担感が強まるという懸念を無視するわけにいかないの

で、中小所得者の負担軽減という角度から最小限の減税を行ったかどうか、その場合の目安として、五十一年分と五十二年分の課税最低限が、その間における消費者物価の動きを見た場合にほぼ実質的な水準が変らないようにいうことを目安として控除の引き上げを考えたかどうか、そういう流れになっておまして、その意味で、諸控除を政府案のように各三万円引き上げますと、課税最低限の引き上げ率が一〇・一になりまして、それは予想される年度間平均上昇率八・四を若干でも上回るから、そういうような引き上げがよいのではないかと御答申に至ったわけでございます。

○永原委員 その点が非常に気になるのですけれども、五十一年度当初においては、これはこれほど上がることは予想してなかったのでしょうか、五十一年中に九・四％上がっている。そして五十二年度は、今後の推移によりまして八・四％上がるであろう、こういう予測でございいます。この予測に対して、五十一年度当初と同じ水準に持っていく、それを目安にするのであれば一〇・一％では余りにも低くないか、そういう気がするのでありますけれども、いかがでしょうか。

○大蔵政府委員 それは五十一年分の所得税の課税最低限の水準と五十二年分の課税最低限の水準、それが五十一年に対して五十二年に予想される物価の動きと比べてどうなるであろうか、消費者物価でデフレートした場合の実質換算がほぼ同じになるようなことを目安として、中小所得者の負担軽減のために諸控除を引き上げたかどうかというところでございいますので、考え方としては年度間上昇率を用いるという考え方もあるのかもしれません。年度間上昇率でございいますれば、

それは政府見通しでは七・七でございすから、その七・七を用いるか八・四を用いるか議論の余地はございまして、説明の便宜としては、むしろ年度平均の八・四という大きい方の数字を使つてみてはどうかと思ひます。一〇・一だから、その目安というものは達成できるではないか。逆に申しますと、七・七であれば、八・四であれば、それにびたりと合うように直さなくてはならないという思想はないように思ひます。

○永原委員 そこで、今度地方税に移るわけですが、税調では、所得税において、すでに述べたように減税が行われその課税最低限が引き上げられる際に住民税の課税最低限を据え置くこととすれば、所得税のいわゆる控除失格者で住民税の所得割を負担する所得層に対する配慮が全くなされない結果になる、そういうこともあり得ますから、住民税についても、所得税と同様の考え方によって引き上げもやむを得ない、こういうように報告されております。

そこで、引き上げられた人的控除というのは、これは課税最低限を比較してみますと八・三％、こういうことになっております。片方においては五十一年度当初と五十二年度の上昇率、こういうものをデフレートしながら同一に取り扱うというふうな考えで一〇・一％、結果的に出た数字がもしも一〇・一％、一〇・一％、こういうふうにお考えになった。これとの均衡において、住民税の控除失格者を何かとらえようという意味からすれば、この八・三％というのは数字が食いつかないような気がしますが、こういう点についてはどういう考えだったのでしょうか。

○大倉政府委員 住民税は自治省が主管でございすけれども、税制調査会は総理大臣の諮問機関でございまして、国税、地方税両方御審議願つておりますので、便宜私からお答えいたします。先ほど来申し上げておりますように、予想される物価上昇率でデフレートして必ず同じものにするということを目指す目標にしたのではなくて、中小所得者の負担軽減を考えたい。その場合に、国

も大変な赤字でございすけれども、地方も大変な赤字、したがって、地方財政のみの角度から言へば、住民税減税は見送らしていただきたいけれども、しかしいまおっしゃいましたように所得税は払わないけれども住民税は納めておるといふ方のこともあるから、最小限地方住民税の控除も引き上げることはやむを得ないではないかというものが税制調査会の御議論でございまして、その場合に、諸控除を何万円上げるかということで、結果的にびたりと八・四に合うような上げ方というものは実はないわけではございまして、今回の政府の提案しております地方税改正案では八・三でございすけれども、これは七・七、八・四という両方をにらみながら五十一年度の地方税と五十二年度の地方税との課税最低限が実質的にほぼ同じ水準になるという目安を達成していると言つてもいいのではなからうか。片や〇・一低い、片や一・七高いということとでございすけれども、それなりに諸控除と申しますのは永原委員よくおわかりだと思ひますが、八・四にびたりと合わせるために三万円ではなくて二万七千八百円上げるというふうなわけにまいりませんものではないかと、何万円かを上げた結果がそうなる。結果をながめてみて、思想として五十一年度と五十二年度を国税、地方税両方が、また年度間上昇率、年度平均上昇率をながめて、それぞれ目安といわれているものを達成しているといつてもいいであらうという御判断でこのような答申になった、そう私は理解いたしております。

○永原委員 自治省の關係のことですので、また別の機会に聞きますけれども、この人的控除が国と地方でそれぞれ違つておられます。これについて、納税者側に確定申告など書くときに非常に違和感を持つというふうなことがありすね。こういうものについて、特に分けられた理由、これは税調答申にいろいろ書いてございすけれども、本当に何かこういうふうに分けなければならぬ理由を率直に承りたいと思ひます。

○大倉政府委員 これは実は多年御議論がございす。ここ数年は、少なくとも地方税の住民税の課税最低限を国の所得税の課税最低限と同一にしないでいい、つまり住民税には、住民に広く地方行政の費用を分担していただくという思想がより強くあつてもよいという考え方が多くなりつたと思ひますが、しかし全然別の角度から、ただいまおっしゃいましたように、納税者のサイドに立てば、所得税であれ住民税であれ、同じポケットから負担するのだから、それはやはり同じ控除の方がかかりがいいという御主張もございす。税制調査会の中にもございす。

さらにそれを一歩進めまして、同じ一人の納税者が負担するのだから、むしろ国税に統一してしまつて、それを交付税なりあるいは別途の形でいいから譲与税なりというもので地方にお分けすれば、その方が納税者にわかりいいということと、もう一つ、徴税費が非常に節約できるのではないかとこの角度からの御議論も依然として続けられております。

ただいまのところの税制調査会の一応の御結論は、永原委員御承知のとおり、かなり詳しく書いてございまして、少なくとも当面は両者に差異があつてもやむを得ないし、またそれなりの理由があるということになっておりますけれども、しかし今後の問題としましては、やはり国税、地方税を納税者の角度から、また徴税費の効率化という角度から引き続いて議論していただく余地のある問題だと私も思ひます。

ただその場合に、やはり一番大きな問題は、地方自治というものの考え方にかかわつてまいるかと思ひます。つまり、地方住民が地方団体に直接に税を負担するというのが地方自治を支えておるのであつて、それを同じポケットだからといって国の方に納めて、国の方から地方に金が回つてくるのだということでは、自治の基本的な考え方の主要な柱の一つが空洞化されるという、地方自治論としての非常にむずかしい御議論が一つございすので、そのような地方自治論と、先ほど来申し上げております納税者の意識あるいは国、地

方を通じての行政費の節約合理化、あらゆる角度を入れながら今後とも検討をすべき問題ではないか、そのように私としては考えております。

○永原委員 いま非常に地方自治のことまで御心配いただいているお話がありましたけれども、税の実態を見ますと、たとえば地方自治の中で税の大宗を占めている法人事業税、これなどは法人税との関連において税務署と非常に密接な関連で算出されてくるわけなので、地方自治の税法を見ていきますと、ほとんど国税におんおししているような面が多い、こういうようなこともあります。そういうような関連性を考えていった場合に、いま、今後とも引き続いて議論する価値があるというふうにお話しいただきましたけれども、国税と地方税の物の考え方をなるべく統一していただく方が、お話しのように徴税費においても納税者の側においても違和感を持たなくなりますので、そういう点について今後とも御検討いただきたいと思ひます。なるべく是正の方に向かつていただきたい、こういうふうにお願いいたします。

次に法人税の關係ですけれども、中小企業対策に關連して数点伺つてみたいのです。いま中小企業の所得対策として税法上いろいろめんどろを見ていただいておりますけれども、三十年に低所得者に対する税率の軽減があつた。しかし中小企業を意圖して四十一年の一月から資本金一億円以下のみに、特に中小企業に対して軽減税率を適用するというような方法がとられてきたことは、一つ画期的な意義があると思ひます。四十九年、五十年、この軽減税率の上限引き上げが行われて現在七百万というところになっておるやうでありますけれども、四十一年、この制度がとられた当時の三百万、現在の七百万、こういう意義を中小企業側にとって考えてみますと、たとえば四十一年の給与ベースから逆算していきますと、当時の三百万円というのは、特に小零細企業の五人から二十九人というふうな、そういう規模の企業にとつては、平均しますと七・八人分に相当するといふような恩恵でございまして、ところが五

十年になりますと、この七百万の持つ意味、これをやはり給与ベースで換算していけば、五人から二十九人というような特に小零細企業においては四・四人分にしか相当しないというようになっております。仮に、五十年分もこの制度発足の際の七・八人、こういう程度まで課税の減免の上限を上げるとするならば千二百五十万円、こういう数字になってまいります。支払い手形が非常に長期化し、これを割り引いた場合に、その割り引き額は必要経費に算入されるにせよ、そういう零細の中で積み上げてきた利益、そういうものでありますので、本当に大企業と苦勞の度合いというのは違ふと思ひます。こういう七百万円の限度額、こういうものについて引き上げる意思があるかどうか、その点伺つてみたいと思ひます。

○大倉政府委員 従来の経緯は、永原委員非常に詳しく御承知でありますので繰り返して申し上げませんが、ある時期に法人税の税率が留保分あるいは配当分というふう交互に引き下げられてまいりました。そのときには中小法人に対する特別税率も引き下げられましたが、昭和四十五年からは、法人税率はむしろ引き上げの方向に転じてきております。その法人税率を、留保分あるいは配当分を引き上げます機会に、その都度、中小企業対策という意味から、二八％という中小法人のためにある税率は据え置くということで今日まで至っております。その点はひとつぜひ申し上げておきたい。

もう一つは、この二八％という税率の適用範囲でございますが、おっしゃいますように三百万円と決められましてから約十年たちまして、これを六百万円に引き上げまして、さらにその翌年七百万円に引き上げました。これが五十年改正でございます。その意味で、こしはばらくは七百万円のままで置いておいていただきたいというのが、私どもの正直な願いのところの気持ちでございます。

もちろん、将来、ある時点においてまたこれを見直さなくてはならぬという時期は参りましよう

けれども、少なくとも、ことし、来年というところではこのままに据え置いていただきたい。と申しますのは、法人税の中での大法人、中小法人負担の問題は、もちろんおっしゃるような角度はございまいけれども、やはり税の中で申しますと、もう一つは個人事業の場合の負担との比較というものもあるわけでございまして、中小法人が利益として残っております部分というのは、結局経営者がそれなりの適正な報酬をお取りになったあとの部分でございます。いわば年間七百万円なり八百万円というものの報酬が経営者の方に払われて、その上に残っている部分でございますので、やはりその税率を安ければ安いほどいいというわけにもまいらない。それは個人事業の場合とのバランスというものの別の角度で考えながら適用していかなくてはならぬであらう。その場合に、個人所得が、ある税率が適用される範囲というのはどの程度であるかということも考えなくてはなりませんので、ここの当分は、五十年度に引き上げたばかりでございますので、七百万円というところはそのままにしておいていただけないかというのが私どもの率直な感じでございます。

○永原委員 税務当局では確かにそういうふうなお考えに立つと思ひます。まだ過去の経緯をたどつて上げたばかりだということにお考えになると思ひますけれども、ここ数年の物価上昇率あるいは賃金のアップ率、こういうものを見ていきますと、この七百万円の数字というのはまだ非常に低いような印象を受けるわけです。特に例として私は小零細企業を挙げたわけですが、一億円というふうな線で引かれておりますので、本当に資本金の百万、五百万以下というふうな小零細企業についてさらにめんどろを見ていただき、こういうふうな気持ちでいばいいです。資本金の一億円以下というふうなのをさらに細分化すれば徴税費がよけいにかかるということはおわかりです。しかし、中小企業対策としていろいろ金融措置というふうなものも講じながら中小企業の育成を図り大企業の補完機能を果たさせるのだ、こういうふう

なお考えで歳出面においていろいろな政策が展開されておりますけれども、一番均てんするのはやはり税の軽減ではなからうか、みずからの力で、補助金を受けなくても、あるいは金融措置を受けなくても体質改善ができるような社内留保をより多くするためにはこの減税の措置が特に必要だ。本当に小零細企業が置かれていた立場を見ますと、こういう点については特に配慮をしていただきたい、こういう気持ちですが、お答えは同じでしょう。

○大倉政府委員 永原委員のおっしゃる角度からの問題は、私どももかたくなに、一切だめでございまして申し上げるつもりはないわけでございますが、くどくどと恐縮でございますけれども、やはり個人事業とのバランスというものも考えなくてはなりませんし、お言葉を返すようになるかもしれませんが、個人の場合には八百万、千万は高額の所得者だとおっしゃつておられるわけですから、それとの関連もやはり考えなくてはならないという点で、少なくともここの当分は現在の制度のままにしておいていただけないかというふうに私は考えております。

○永原委員 これは意見が合いませんけれども、次の問題に移ります。

中小企業の対策として、細かい問題になります。物品税の問題。現在、納期限について第一種物品は一月、物品が売られてからその日の属する月の翌月の末に納められるようになっておりますけれども、第二種物品は二月に納付期限が決められております。しかし、現実には分割領収が非常に多くなつていて、あるいは長期の割賦販売という制度が新しく非常に一般的になってきていて、受け取り手形の極端な長期化という現象が見られる、こういう中で非常に負担が重くなつていくわけですね。そういうような場合に、この納期限を一月追加することはできないでしょうか。第一種が二月、第二種が三月程度に納期限の延長が認められないかどうか、そういう点について御意見はどうでしょうか。

○大倉政府委員 ちょっととつさのお尋ねであれでございましたが、二種の場合には法定納期限が蔵出し後二月、その後さらに申請による延納が一月ございまして、それから一種の場合は、法定納期限が蔵出し後一月でございまして、これはやはり二種物品が製造場課税と申しますか、蔵出し課税でございますので、物品税が観念的には少なくとも最終消費者の負担になる、したがって、小売段階から資金回収がされてきて製造業者に負担していただくという感覚があつて、製造課税の場合の方が法定納付期限が長いし、また、製造者が小売に渡す場合には、おっしゃるようにより手形取引もかなりあるというふうなことで、実際に申請によつても一月さらには延ばす制度がある。一般論としましては、一種の小売課税の場合は圧倒的に現金取引が多いのではないかと、小売で相手が消費者でございますから現金取引が多いのではないかと、意味で法定納付期限もそのように定められ、また、申請による延納という姿もない。それはどの段階で課税するか、間接税としてそれをだれが負担することを予定しておるかという物の考え方からそのような制度になつていると私は理解いたしております。

○永原委員 いま局長からお話が出ましたように、第二種物品は製造課税、こういうことになつております。そういう中で、原材料が非常に高騰している。その原材料の高騰をカバーするために値上げをすれば、これは免税点が低いために課税対象となつてまいります。そういうような現実を見て、いまの経済情勢から、総需要抑制策が今度景気浮揚策の方に転換しつつある、そういう中で政府の方針も、補正予算において住宅投資を非常に重視している、こういうふうな状況に変わつてきております。五十二年で公共事業も、これは生活関連面に重点を置くというふうなことが述べられ、特に住宅には力点を置いてますけれども、この住宅に関連する第二種物品、これは家具類が特に多いわけでありまして、こういうものについてお考えいただけるかどうか、この

点を承りたいのです。

というのは、木製家具については、これは生産者の規模が非常に小さい、零細である。全国の生産者の九〇％に当たる約一万三千軒、こういう人たちは三十人以下の小零細規模の企業でございす。私は静岡県ですけれども、静岡の場合にはこれがさらに零細化して、九人以下の従業員を擁するところが全体の八六％、しかも、三十人以下でいきますと、全国平均をはるかに上回って九六％、こういうような零細企業が生産をやっているのが実態でございます。

最近価値観が非常に多様化した、こう言われておりますけれども、そういう中で需要も多様化し、あるいは個性化しております。したがって、多品種を少量生産するというような傾向が非常に見られますけれども、これがコスト高になり、非常に経営を苦しめているというふうな実態にございす。そういう結果、いまのこういう木工家具の生産状況を見ますと、近代化工場によって量産を圖り、低コストの経営をしようという一つの方

向と、零細企業によって高額の生産を圖る、こういうような二極分化の生産形態というのがはつきりあらわれてきておりますけれども、零細企業は勢い高額品を手がける以外に存続が困難になってきております。そういう中で製品の大部分が課税の対象になる。製造課税であるだけに、常に税務署の立入検査というふうなものによって税額が決定されていく。そういう中で、非常に経営が苦しい、何とかこの家具類の二〇％の税率をもう少し引き下げることを考えていただけないだろうか、第二種物品の免税点を五〇％程度上げるといような考えに立って、こういう零細企業、特に景気浮揚策に関連した家具製造業のような、そういう面の恩典というのを考えていただけないかどうか、その点を伺いたいと思います。

と同時に、時間がありませんでまゝとめて申しますけれども、静岡は鏡台家具が特産品になっておりますけれども、鏡台については免税。ところが、さきに言いました需要の多様化というふうな

ことで、また、個性化が進み、ドレッサー、化粧だんすというふうなものがたくさん製造されつつございす。これは収蔵部分を持った鏡をつけた家具でございすけれども、こういうものが非常に需要が多くなっている。しかし、同じような鏡台でありながら、収蔵部門があるということでこれは家具としての課税がなされておりますが、こういうものについても弾力的に考えられないだろうか。収蔵部門の大ききによって、たとえば奥行きが四十センチとか、地板から天板までの外りの六十センチ、幅が百二十センチというふうな規制が設けられておりますけれども、こういうようなものについても弾力的に考えられないか、これを第二点に伺います。

と同時に、木製家具の寸法のはかり方というのも、これも問題なんです。製造業者は自分のところで立入検査によって課税が決定されていきますけれども、外りので全部はかっている。収蔵部分だけではないで、たとえば台がつけば台の下から天板の上まで、そういうふうなはかり方をしている。それで課税対象から外れなくなってしまう。そういうような苦衷も抱えておりますので、そういう点についてもとお考えをいただけないだろうか。

これは話が横にそれてしましますけれども、大手の楽器業者が、すでに腐材によって家具類へ進出したつある。こういうのが先ほど申しました近代化工場の量産体制ということに結びつくわけですから、こういうものが特に経営形態の小さい木工家具類、これは全国に散在している、そういう地域の零細企業に与えている影響が非常に大きい。そういうことを考えますと、どうしても分野調整法、こういうものによって小規模零細業者を保護するというふうな考えが必要だろうと思ひますが、こういう点について大蔵大臣はどのようにお考えになりますか、御意見を伺ってみたいと思ひます。

○大蔵政府委員 御質問の中の免税点、それから可否判定につきましては私からお答えをいたした

いと思ひます。

免税点につきましては、ある程度コストの動きを見ながら物品税課税物品の中のバランスをとる、これは実は非常にむずかしいのでございす。そういうことを考えながら引き上げを行ってまいっております。四十八年にかんりの引き上げをいたしました。たとえば、これは永原委員より御承知かと思ひますが、たんすは四万四千から六万四千に、ダブルベッドは四万三千から六万五千円に、シングルベッドは三万四千から四万五千円に、というふうな引き上げを行ひまして、ほぼ一段落かと思ひましたところ、その後のいわゆるオイルショックで狂乱物価という時期がございまして、四十九年の十月に、年度内でございまして、再度引き上げをいたしました。たんすは六万四千から九万一千円に、ベッドは、ダブルとギヤツベッドは六万五千から九万五千円に、シングルベッドは四万五千から六万六千円に、というふうな引き上げをしまして、その結果現在では、小売価格換算では、たんすは、これは平均でございすから実際はいろいろだと思ひますが、平均的に換算いたしますと、たんすは十五万一千七百円までは免税、ダブルベッドは十五万八千三百円までは免税というふうなところまで来ております。で、私どもとしては、それ以後の価格の状態を見ましても、いま直ちにこれを引き上げなくてはならないという状況にはないのではないかと考えております。これは、現実に詳細御存じの永原委員からすれば御不満の点もあるのかもしれないが、平均的に見ましても木製家具の卸売物価指数は、四十九年十月からことしの当初まではむしろ下がっております。上がったのではない、これは日銀の統計でございすが、というふうな状況でございすので、四十九年十月の大幅引き上げの後、いましばらくこれで安定して推移していただけるのではないかとというのが私どもの考え方でございます。

なお、可否判定につきましては、いろいろお話しがございました。これを実は物品税という個別課税の場合の非常にむずかしい一つの問題でございまして、膨大な量の通達もございすし、さらにその通達の実際の適用につきましてもいろいろと納税者との間にお話し合いをしなくてはならぬケースも多々あることを私なりによく存じておるつもりでございす。内りの、外りではかるかどうかというふうな問題などを含めまして、ただいまの御質問の趣旨をよく国税庁に伝えまして、円滑な執行ができればよいに、私どもとしてもなお努力を続けてまいりたいと思ひます。

分野調整につきましては大臣からお答えしていただきます。

○坊国務大臣 いま主税局長からのお答えによりまして大体御了解いただいたかと思ひますけれども、この物品税という税は大変古い税でございまして、第二次世界大戦の端緒となりました支那事案とか、そういったようなときに臨時軍事費の財源をつくるために創設された税でございす。そのときに、この税をかけるのは、むしろ財源が欲しかったわけですが、一意識心戦争にまっしぐらに進んでいくというために、いろいろな消費の節約も考え、奢侈品を使っちゃいけないといったようなことも兼ねてつくられたのがこの税金だと思ひますが、この税金は、当時の価値観、それによりまして、これはぜいたく品だ、これは使わなくてもいいものだといったような標準、それからまたこれは国産品だ、これは外から入ってくるものだといったような価値観でもってこの物品税をかける課税物品を選別いたしました。あれは何点とあったでしょう。それがいま六十点か何かになって、だんだんと改正されてきた税でございす。これは生まれ立ちがそういう税でございすから、物品税に背負わされた宿命というものがあつまして、今日、ひとつこがいがけぬからこれを直す、ここがどうだからこれを修正すると言つてかかつて、とてもまともな姿にはなりにくいというふうな税であろうと私は思ひます。さ

ような意味におきまして、これはいますぐにはいきません。いきまされけれども、本当にひとつの

抜本的な根本的な考え方でもって直していかなければならぬ税の一つだ、かように私は考えております。たった一つ二つというものを挙げてそれを何とかしたいということになってきまして、後から後へという議論が出てまいりまして、そうならもういっその考え方、構想を抜本的に改めて、それじゃ一般の消費税でいいかといったようなことも税調において考えていただいております。どうかとでございます。

○永原委員 私に御質問しているのは、そうではなくて、結局、大手の大企業がこういう部門に進出し、零細企業が特に圧迫を受けているので、分野調整のような、そういうことが必要だ、それについて、これは所管外かもしれませんが、大臣のお考えはいかがですかということでございます。

○坊国務大臣 物品税だと思いました。見当違いでした。

分野調整につきましては、これは大蔵省でない、通産省の方で検討されているところでありまして、御質問のようなことも十分勘案いたしまして結論を出していきたい、かように考えております。

○永原委員 特に所得税と関係のないことを御質問して申しわけなかったのですけれども、最後に、今度の特例債の発行に絡んで国の財政収支の見通しが直されましたけれども、この前、三月三日に御発表になったあの数値で見て、五十年から五十五年の租税の平均伸び率を二〇・九％、これはAケースにおいてもBケースにおいても二〇・九％という数字をとっていらっしゃるんですが、果たしてこの低成長経済の中でそれだけの税収というものが可能だろうか。ただ特例債を五十五年度においてゼロにするというための数字合わせにすぎないのではないかと。これは失礼な言い方かもしれませんが、そんな気がするので。今後の租税について、やはりいろいろ増収を図っていかねばならないということはおわかりですか。しかし、最後の五十五年までどうしてもこの赤字公債

をゼロにするような税の増徴、これを考えていかなければならぬのかどうか、その点が疑問に思われますので、二〇・九％の平均伸び率が果たして可能かどうか。それがどうしても達成されなければならぬのか。その二点について御質問してみたいと思います。

○大蔵府委員 御質問の、先般予算委員会にお出ししました五十二年度ベースでの中期財政収支試算によりますと、五十五年までにGNPが一伸びれば税収が一・八三伸びなくてはならないという姿にならないということになっておりまして、その一・八三という値を現在の税制で期待することは無理だということも認めざるを得ない。ということとは、五十五年までのある時期に何らかの税目で負担の増加をお願いせざるを得ない、避けて通れないであろうということでございます。そういう前提で、昨年の六月からすでに税制調査会で、増税をお願いするとして、どのような税目かを考えるべきかという審議をしていただいております。その審議経過につきましては当委員会に資料として提出いたしているわけでございます。

ただ、ただいまの御質問でどうしてもそれだけの増税をする以外にどうにもならないのかという点でございますが、それは中期財政収支試算が、実質百兆円の公共投資、振替支出を国民所得の一〇％程度に引き上げる、なおかつ五十五年度には特例債依存から脱却するという前提を置いて描かれているわけでございますから、どうしても所要の類ほどの増税が適当でないということになるのであれば、それは社会資本の充実の方のスピードをダウンするか、あるいはあえて社会保障の水準向上をスピードダウンするか、あるいは五十六年度以降もなお特例債を出し続けるのか、それらの選択とあわせてこれから御議論を願うべき問題である、そのように私としては理解いたしております。

○永原委員 総体的に陳情質問のようになつてくつたにになりましたけれども、意のあるところをおくみ取りくだされいますして前進を図るようお願いします。

て、質問を終わります。

○小淵委員長 池端清一君。

○池端委員 きょうは大蔵省にお見えでございますので、まず最初に大臣に対して減税問題についての政治姿勢といえましょうか、そういうような問題について一、二お聞きしたいと思うのであります。

ここに本年一月十四日付の毎日新聞がございまして、一月十四日と言いますと、大蔵省の内示が終った翌日に当たるところでございまして、「財政再建元年の夢消えて」という見出しであります。ところが、これを読んでみますと、なかなか大変なことが書かれているわけでありまして。たとえば政府原案にありました三千五百三十億円の減税について大蔵省の幹部は「経済的戦略が政治的戦略に敗れた」というふうには嘆息している。あるいは「所得税減税さえなければ、もうちょっと格好のいい予算になったのに……」こういうふうな減税を恨む。あるいはある幹部に至っては、この減税は「もったいなくてしょうがないよ」と言う。またある幹部は、まさに「ドブに捨てたようなもの」というふうな発言をなさっているというふうな記事では書いてあるわけでありまして。

三千五百三十億円、ミニ減税であります。これすらもどおに捨てたというふうな言い切る、この国民感情を逆なでするような発言、感覚に対しては私はどうも納得がいけないわけでありまして、大臣はこのような発言に対してどのように思われるのか。どおに捨てたというふうな大臣自身もお思いになっておられるのかどうか、まずお伺いをしたいと思うのであります。

○坊国務大臣 毎日新聞に出た記事については、これは私は読んでおりませんので、はっきりとはわかりませんが、後で読みます。しかし、国民負担の軽減を図っていくということは絶えず考えなければならぬことだと私は思っております。しかしながら、現状からいってどうかということを考えてみますと、今日の日本の国の所得税、法人税に

ついて考えてみますと、御承知のとおり所得税につきましましては、今度御審議を願っておるこの税制改正案におきましても世界のどの国よりも課税最低限が高い、それから個人の租税負担というものはほかの諸国に比して決して負担率が大きくないというふうな点、そういうふうな御理解願っています。法人税につきましましては大体世界水準というふうなところへいつておるというふうなところから考えてみますと、今日財政事情が非常に苦しいときにどうしても所得税、法人税を中心とした減税をやっていく、しかし無論不公平の是正だとかそういったようなことはございまして、税制を全体にわたって減税はしていこうか、それは決してどおに捨てるとか、もったいなくてしょうがないとか、そういうふうなことを考えるわけではございませんけれども、そのことからは財政再建のためにもひとつこれを考えていかなければならないというふうなことで、先ほど主税局長がお答え申し上げましたとおり、このままでは財政再建というところとはなかなか困難である、そこで税制調査会にもひとつお願いを申しまして、日本の税制をどういうふうな持っていかうかということにつきまして考えていただいております。そういうふうなことでございまして、近いうちに大減税をやっていくというところは、私は率直に申し上げてちよつと困難なことであらう、かように考えております。

○池端委員 近いうちに大減税をやっていくというところは、私は率直に申し上げてちよつと困難なことであらう、かように考えております。

また、一月十二日付の北海道新聞によりますと、自民党の税調で、自民党の皆さん方から、一体大蔵省は今日この重税に対する国民の不満を知

っているのか、こういう質問が出たところ、大蔵省側から、国民の九五％は重税を訴えています、が、八〇％の人は自分の納税額すら知りません、そのうち二〇％ないし三〇％の人は納税義務のない人達です、こういうふうにお答えになったというふうには、これまで新聞報道でございしますが、出ておるわけであります。(「そんなことないよ」と呼ぶ者あり) ないなら、後ではっきりしたいと思うのであります、昭和五十年三月の第七十五国会の当委員会におきまして、当時の主税局長の中橋さんが質問に答えて、私自身にとりまして、それじゃおまえ月給から毎月税金が幾ら引かれていくかということになります、なかなか努力が足りませんのでその認識はございせん、こういうふうに出ておる。どんな努力をしなければならぬのか私はわからないわけであり、高給官僚の皆さん方ならいざ知らず、大幅減税と不公平正を求め、国民の声というものはいままさに燎原の火のごとく広まっている、こういうふうに出ておる言い過ぎではないと思うのであります。

現実には五十一年度は十六年ぶりに物価調整減税すら実施されなかった。物価の上昇は九％を超えているのに労働者の賃金は平均八・八％。深刻な不況のもとで零細中小企業の皆さん方は倒産の不安におののいている。あるいはまた農民は冷害に苦しんでいる。こういう状況の中で大幅減税を要求する、そして例の五野党の一兆円減税となつてあらわれて、最終的には三千億円の減税の上積み、こういうことになったわけでありまして。

私は、繰り返すようにありますが、三千五百三十億円の減税すらどぶに捨てるといふ感覚であるならば、今度の三千億円の積み分はまさにどぶに捨てるどころか、ヘドロの海に捨てたような、そういう気持ちにいま大蔵省当局はなつておられるのではないかと、こう思うのであります。その点についてはどうでしょう。

○坊間務大臣 いろいろな表現をもって御意見を述べたに過ぎませんが、私はさようなことは考え

ておりませんし、大蔵省の当局もさようなことは、新聞はそれはどう書いたか別といたしまして、さようなことは考えておりません。私は常に申し上げますとおり、政府のつくりました予算及び減税案というものがいまの時局におけるぎりぎりのものであつて、非常に適切な措置をとつた、こういうふうに出ておるわけですが、しかし野党の皆さん、さらに与党の幹事長も加わりまして六党が合意をして、そして今度の追加減税ということを考えておられた。これはもう議会政治においては、私もこれは一番いいのだといつてそれをあくまでも固執していくということば考えておられません。そういうふうには六党が議会政治において合意をしたということに相なりますれば、どぶに捨てるなというところは考えておられません。その趣旨に従つて、そうしてりっぱな案をつくつていこうというふうに出ておるわけであり、

○池端委員 もうこれ以上この問題は申し上げませんが、私は、確かに大蔵省、とりわけ主税局といふのは、世上よく言われておりますように、本当に名人芸で精緻に積み上げていく、まさに左甚五郎のような名人芸である、それほど御苦労なさつておられることはわかります。しかし、そこに本当に庶民の感覚が生かされていくかどうかという点になれば疑問なところがあります。私は、もうちょっと庶民感覚に徹した立場でのたぐましいテクノクラートへそれこそ脱皮する、そういう時期にあるのではないかと、このことを一つ申し上げておきたいと思つておるわけでありまして。

次に租税特別措置についてお伺いするわけでありまして、これも若干の改正案が出ておるわけですが、しかしそのほとんどはただなお温存されている、こういうふうに出ておる言い過ぎではないかと思つておるわけでありまして。三月十八日の委員会でもわが党の大島委員から、この租税特別措置というものは世界的にも悪名高いものである、こういうふうに出ておるわけでありまして、そこでまずお伺いしたいのは、初步的な質問でございますが、租税特別措置という制度はいつできて、その

当時はどのような種類のものがあつたのか、まずそれを追ひたいと思つておるわけでありまして。

○大倉政府委員 突然のお尋ねでございますので必ずしも詳細をまだ私自身がフォローいたしておりませんが、現在の租税特別措置法に相当する法律は、昭和十三年に臨時租税措置法という法律があつたやうでございます。その法律の中では、所得税、また当時ございました地租、営業収益税、鉱産税などの特例を定めていたやうでございます。主な例示を見ますと、自作の田畑の地租の軽減の条文がございます。また、営業収益税の軽減、所得税の軽減という条文も約十カ条あるやうでございます。また、新設鉱山の重要鉱物の鉱産税の免税という条文が二カ条ございます。それから砂金以外の砂金の特別交付税を賦課するといふ、これは課税強化の方のやうでございますが、その条文がございます。さらには織物消費税について、当時の事情でございます、ステープルファイバー、人絹を免税するといふやうな規定もあるやうでございます。

○池端委員 私は、戦後どういふやうな状況であつたかをひととお尋ねしたわけでありまして、これが私が調べたところによりますと、租税特別措置というものは、昭和二十五年のシャープ勧告によつて定められたもので、そういうふうな理解しておるわけですが、理解が不十分であればまた御指摘を願ひたいと思つておるわけでありまして。

それで、その当時シャープ博士の考え方も、もともこの制度というものは好ましいものではないのだ、したがつてその適用は特殊なケースに限る、こういうふうに出ておるやうなところがある、聞いておるわけでありまして。しかも、発足当時認められておつた制度というのは貸倒準備金と船舶修繕引当金の二つだけであつたといふふうには私は理解しておるわけでありまして。

ところが、その後これが拡大を重ねて、今日、昭和五十一年度版の「日本の財政」といふ書物によりますと、「五十一年度の租税特別措置百九十六項目のうち、六十九項目が五十一年度にお

いて廃止または縮減される」とことになったといふに述べられておる。それでも大変な膨大な数であります。例外的な原則はないと言われておりますが、いまや例外が原則になつておる。例外、特別措置というものが原則になつておる言つても言い過ぎではないやうな実態ではなからうか、こう思うのでありますが、この点についてはいかがでございますか。

○大倉政府委員 先ほど申し上げましたのが戦前の措置法に相当するやうな法律という意味で申し上げたわけでございますが、租税特別措置法という名前が出てまいりましたのは昭和二十一年のやうでございます。昭和二十一年には登録公債の利子について、当時は分類所得税でございまして、これを免除するとか、あるいはインターバンクの預金利子を免除するとか、あるいは山林の増伐所得の課税の特例、一部分の一課税にするとか、あるいは不動産を物納に充てたときに、山林所得はこれを取らないといふことになったのだと思つておるわけですが、その特例を設ける等々でございます。またさらに、国庫補助金の益金不算入といふやうな規定がいろいろ盛り込まれていたやうでございます。

シャープ勧告の基本的な考え方は、ただいま池端委員がおっしゃいましたように、この種の特例といふものはできるだけない方がいいといふことであつたのは御指摘のとおりだと思います。以後、三十年代から四十年代の前半にかけて租税特別措置の項目数並びに対象がかなりの拡大を示したといふことも、これもまた否定できない事実でございます。当初は内部留保の優遇でございまして、企業体質の改善でございまして、あるいは輸出の強化でございまして、産業政策的な要請がかなり色濃くあらわれていた、これもまた歴史的事実として否定できないであらうと思つておる。中ごろ以後、中小企業関係の特例、農業関係、それから住宅関係といふやうな措置がふえてまいりました。やはり私なりに、四十

そこで大臣、日本の政策目標というのは、世界に追いつけ追い越せという、こういう国際競争力を強化するという立場から、いまや福祉型、福祉というものに変換をする、そういう時期にきていると思うのであります。そういう意味では非常な遅きには失しておりますけれども、この租税特別措置というものを抜本的に検討し、思い切った改変を行うことが今日緊急の課題になっているとい

入についてお尋ねをしたいと思うのであります。減税というのは、課税最低限を上回る所得者に対して何がしかの恩恵を与えておりますけれども、課税最低限を下回る、しかもなお生活扶助基準を上回る低所得者層に対しては恩恵が及ばないといふ。こういう人たちがインフレの被害を一番受けると思いますか、直撃されているわけでありませう。

〔委員長退席、山下（元）委員長代理着席〕

当てるいいですか、そういう社会福祉の面と
 もう一つは、消費の拡大を図るという景気対策の
 面からもきわめて積極的な意義がある、こういう
 ふうに思うわけであります。技術的にはなかなか
 困難な面もあるかと思いますが、やはり現行税
 制の基本的な問題点を見直しをして福祉型税制へ
 移行するという発想の転換が今日求められている
 のではないかというふうに思うのであります。

大蔵大臣はこの問題についてどのような御見解をお持ちになつておられるのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○坊国務大臣 普通のいまの所得税は、納税者の方々から税を納めてもらうこととであり、負の所得税というのは、逆に納税者じゃない、納税者までいかぬ人たちに對しまして、政府から交付金とかそういうふうなものを出すということとであつて、税という見方からすれば、普通の所得税はまさにプラスの所得税であり、それから負の所得税は書いて字のとおりマイナスの所得税である。ところが、また政策の上から考えますと、負の所得税というものは、財政の上から見ますと財政の支出ということになるだろうと私は思ふのです。それで、この負の所得税に對しましては、主税局ならざる主計局の加藤次長がお答えをしたというふうなことで、負の所得税は結局は、おつしやるとおり、社会福祉と申しますか、つまり振替所得といひますか、そういうものの支出であるということから、これは財政政策の上から考えますと、社会福祉といひますか、社会保障といひますか、そういったような政策の中における一つの行き方だということ、やはりその全般の中の一環として考えていくべきものではなからうか。私は決してこれは悪いとかいいとかということ言つておるのではございませぬけれども、将来検討するといひますならば、国家財政の支出の面において考へていくべきものではないかというふうな——私も負の所得税について勉強したもので何でもありませんけれども、そう考へていく方が合理的じゃないか。これは私個人の意見でございますが、さように考へております。

そこで、次にお尋ねをしたいと思ふのでありますが、附帯決議というものがこの委員会でも再三上げられております。この附帯決議の性格をどういうふうな理解をしたらよろしいのか、この点について、これまでたゞ初歩的な考えですが、ひとつお尋ねをしたいと思ふのであります。

○坊国務大臣 委員会における附帯決議というのは、委員会においていろいろな政策について可決をしていただいた、私どもも与党なり政府の方から申しますと可決をしていただいた、しかしながら、その内容についてないまいだしのものがあり、まさにそのときの委員会におきまして、これを法律の上に実現していくというものは、あるいはこれを実行する日時の問題とかいろいろなものがある。これが附帯決議を要するといふたようなものについて、当該委員会が将来においてこういうことをよく検討して、そして前向きにひとつ実現の方向を図ることを政府に要望せられるもの、これが私は附帯決議だ、かように考へております。

○池端委員 私が申し上げたのは、たとへば昭和四十九年の七十二国会における本委員会におきまして「深夜労働に伴う割増賃金については、一定の非課税限度を設けること」は是非について検討すべきである。というこの附帯決議が全会一致で可決せられてゐるわけでありまして、ところがその後昭和五十年の第七十五国会においてもまた同様の決議がされ、当時の大蔵大臣から、趣旨に沿つて十分配慮したい、こういう答弁もなされてゐるわけでございます。ところがその後具体的に、その趣旨に沿つた十分な配慮というその配慮の姿が一向に出てこないわけでありまして、夜勤手当に對する課税問題については一体どういふふうになつてゐるのか、その後の検討の経過についてお尋ねをしたいと思ひます。

○大倉政府委員 ただいま池端委員のおっしゃいました附帯決議は、その次に一番早い機会に税制調査会に御報告をいたしまして、税制調査会で御審議を願ひました。その意味で一番新しくは昨年の五月に、衆議院は四月でございまして、衆参両

院の大蔵委員会で「深夜労働に伴う割増賃金については、一定の非課税限度を設けること」は是非について検討すべきである。というものが附帯決議になつておりまして、同様に昨年の政府税制調査会にもこのような附帯決議が成立いたしました。つまりこのことを御報告いたしました。賃金の項目につけ加えていただいているわけでありまして、結論をいたしましては、この種の勤務の特殊性に基づく手当をその理由によつて非課税とすることは税制上適当ではないという御意見に政府税制調査会としてはなつておりますので、私どもとして政府案には提案いたしておらないわけでございます。このことは是非につきましては當委員会でもいふん詳しい御議論がございました。なお御質問がございましてはお答えを申し上げたいと思ひます。

○池端委員 この種の手当を非課税にするのは勤務の特殊性から言つて税制としては適当ではない、こういうことですか。

○大倉政府委員 今回の答申はやることだけをお書きいただいておりますので、正面切つてこの問題を取り上げていただいておりますけれども、税制調査会での御議論としましては、特殊な勤務に伴つて支給される手当についてその勤務の特殊性のゆゑにそれを非課税とすることは適当でないといふような御議論が多数意見なわけでございます。それは深夜割増賃金のみならず危険手当でございます。それから特殊作業手当でございます。それから、そういうものすべてを資料として御吟味願つた上で、少なくともいただいたところはそういう結論になつておると私は理解をいたしております。

○池端委員 私が調べたところによりますと、これは間違つておたら指摘をしていただきたいと思ふのであります。たとえば在外勤務手当といふのはこれは課税の対象になつておらない。非課税です。この在外の勤務という勤務の特殊性から考へてみて、これは課税にするのは適当ではないといふ結論でこれは非課税になつてゐると思ふのであります。そういう立論からいいますと、夜勤

手当を非課税にするという、そういうことは決して矛盾はないと思ふのであります。その点はいかがでしようか。

○大倉政府委員 一般論としてお答えいたしましたので、個別に現在課税になつてゐる手当があるではないかという点は御指摘のとおりでございます。たとえば通勤手当、これは政令で定める一定限度までは非課税でございます。それから旅費、これも非課税でございます。在勤手当も非課税でございますが、これは実は国外に居住する方に対しては日本に住所を残したままで国外勤務をしておられる方をどの程度無制限納税義務者として課税するかというところと深くかかわり合つて

いる問題でございます。無制限納税義務者として課税する場合、現地の物価の状況その他が国内における同様の居住なり生活なりというものに比較しての格差を埋めるためという趣旨で出てきておる在外勤務手当については、これを無制限納税義務者としてあえて課税対象に加える必要はあるまいといふのが在外勤務手当を非課税にしてゐる基本的な趣旨である。私は理解いたしております。御指摘の、深夜割増賃金なり特殊作業手当なり危険手当なり、それらの作業あるいは勤務の特殊性にかんがみて特に割増して賃金が払われてゐる、それを特殊性のゆゑに割増し分を非課税にするという考へ方は、やはり税ではなかなかなじまない、それは給与の体系の方で勝負すべき問題ではないかといふことを一般論として申し上げたわけでございます。

○池端委員 どうも理解できないのですが、いろいろな御説明はありましたけれども、結局は在外勤務手当あるいは通勤手当、その他の問題についても、結局これはその手当の内容あるいは勤務の特殊性といふようなことから非課税の措置が講ぜられてゐる、こう思ふわけでありまして、夜勤手当の問題であります。たとえば鉄鋼産業でもって溶鉱炉の火を燃やし続ける鉄鋼労働者あるいは深夜にわたつて日本国土を縦断する国鉄労働者あるいはまた不慮の事態に備へて深夜勤務

院の大蔵委員会で「深夜労働に伴う割増賃金については、一定の非課税限度を設けること」は是非について検討すべきである。というものが附帯決議になつておりまして、同様に昨年の政府税制調査会にもこのような附帯決議が成立いたしました。つまりこのことを御報告いたしました。賃金の項目につけ加えていただいているわけでありまして、結論をいたしましては、この種の勤務の特殊性に基づく手当をその理由によつて非課税とすることは税制上適当ではないという御意見に政府税制調査会としてはなつておりますので、私どもとして政府案には提案いたしておらないわけでございます。このことは是非につきましては當委員会でもいふん詳しい御議論がございました。なお御質問がございましてはお答えを申し上げたいと思ひます。

○池端委員 この種の手当を非課税にするのは勤務の特殊性から言つて税制としては適当ではない、こういうことですか。

○大倉政府委員 今回の答申はやることだけをお書きいただいておりますので、正面切つてこの問題を取り上げていただいておりますけれども、税制調査会での御議論としましては、特殊な勤務に伴つて支給される手当についてその勤務の特殊性のゆゑにそれを非課税とすることは適当でないといふような御議論が多数意見なわけでございます。それは深夜割増賃金のみならず危険手当でございます。それから特殊作業手当でございます。それから、そういうものすべてを資料として御吟味願つた上で、少なくともいただいたところはそういう結論になつておると私は理解をいたしております。

○池端委員 私が調べたところによりますと、これは間違つておたら指摘をしていただきたいと思ふのであります。たとえば在外勤務手当といふのはこれは課税の対象になつておらない。非課税です。この在外の勤務という勤務の特殊性から考へてみて、これは課税にするのは適当ではないといふ結論でこれは非課税になつてゐると思ふのであります。そういう立論からいいますと、夜勤

手当を非課税にするという、そういうことは決して矛盾はないと思ふのであります。その点はいかがでしようか。

○大倉政府委員 一般論としてお答えいたしましたので、個別に現在課税になつてゐる手当があるではないかという点は御指摘のとおりでございます。たとえば通勤手当、これは政令で定める一定限度までは非課税でございます。それから旅費、これも非課税でございます。在勤手当も非課税でございますが、これは実は国外に居住する方に対しては日本に住所を残したままで国外勤務をしておられる方をどの程度無制限納税義務者として課税するかというところと深くかかわり合つて

いる問題でございます。無制限納税義務者として課税する場合、現地の物価の状況その他が国内における同様の居住なり生活なりというものに比較しての格差を埋めるためという趣旨で出てきておる在外勤務手当については、これを無制限納税義務者としてあえて課税対象に加える必要はあるまいといふのが在外勤務手当を非課税にしてゐる基本的な趣旨である。私は理解いたしております。御指摘の、深夜割増賃金なり特殊作業手当なり危険手当なり、それらの作業あるいは勤務の特殊性にかんがみて特に割増して賃金が払われてゐる、それを特殊性のゆゑに割増し分を非課税にするという考へ方は、やはり税ではなかなかなじまない、それは給与の体系の方で勝負すべき問題ではないかといふことを一般論として申し上げたわけでございます。

○池端委員 どうも理解できないのですが、いろいろな御説明はありましたけれども、結局は在外勤務手当あるいは通勤手当、その他の問題についても、結局これはその手当の内容あるいは勤務の特殊性といふようなことから非課税の措置が講ぜられてゐる、こう思ふわけでありまして、夜勤

手当の問題であります。たとえば鉄鋼産業でもって溶鉱炉の火を燃やし続ける鉄鋼労働者あるいは深夜にわたつて日本国土を縦断する国鉄労働者あるいはまた不慮の事態に備へて深夜勤務

院の大蔵委員会で「深夜労働に伴う割増賃金については、一定の非課税限度を設けること」は是非について検討すべきである。というものが附帯決議になつておりまして、同様に昨年の政府税制調査会にもこのような附帯決議が成立いたしました。つまりこのことを御報告いたしました。賃金の項目につけ加えていただいているわけでありまして、結論をいたしましては、この種の勤務の特殊性に基づく手当をその理由によつて非課税とすることは税制上適当ではないという御意見に政府税制調査会としてはなつておりますので、私どもとして政府案には提案いたしておらないわけでございます。このことは是非につきましては當委員会でもいふん詳しい御議論がございました。なお御質問がございましてはお答えを申し上げたいと思ひます。

○池端委員 この種の手当を非課税にするのは勤務の特殊性から言つて税制としては適当ではない、こういうことですか。

○大倉政府委員 今回の答申はやることだけをお書きいただいておりますので、正面切つてこの問題を取り上げていただいておりますけれども、税制調査会での御議論としましては、特殊な勤務に伴つて支給される手当についてその勤務の特殊性のゆゑにそれを非課税とすることは適当でないといふような御議論が多数意見なわけでございます。それは深夜割増賃金のみならず危険手当でございます。それから特殊作業手当でございます。それから、そういうものすべてを資料として御吟味願つた上で、少なくともいただいたところはそういう結論になつておると私は理解をいたしております。

○池端委員 私が調べたところによりますと、これは間違つておたら指摘をしていただきたいと思ふのであります。たとえば在外勤務手当といふのはこれは課税の対象になつておらない。非課税です。この在外の勤務という勤務の特殊性から考へてみて、これは課税にするのは適当ではないといふ結論でこれは非課税になつてゐると思ふのであります。そういう立論からいいますと、夜勤

をする看護婦さんの皆さん方、これは国民生活上から、またわが国の経済運営上からも大変な任務を肩負っていらっしゃる方です。しかもこの勤務は大変な苦痛と肉体的な消耗を伴う、さらにまた深夜勤務でありますのでいろいろな出費もかさむ、こういうような性格のものであります。こういうような割り増し賃金について課税をするというものは、これはきわめて過酷な措置であり、非人道的な措置、こういうふうには言わなければならぬと思うのであります。重ねて見解をひとつお尋ねをしたいと思います。

○大倉政府委員 これは池端委員のようなお立場から再々委員会の問題の提起があり、それゆえにこそ重ねて附帯決議がその是非について検討するということに付されているわけでございまして、問題が全くないというように私を私申し上げておるつもりはございませんが、しかしそれを税制として受けとめることが適当であるかどうかという点にしましては、やはり溶鉱炉の火を絶やすわけにいかないという勤務の特殊性はよくわかるつもりでございしますが、しかしそれならばよく割り増し賃金をもらった場合に、その部分は所得税を課税するのが適当でないということになるかどうか、それはやはり給与の特殊性に就いた給与体系の問題として勝負をしていただきたい。税制において勤務の特殊性、困難性あるいは不愉快性というものを持ち込み始めますと、それは何と申しまししょうか、いわば切りがないという言葉、これはあるいは非常に適当でない言葉かも知れませんが、線の引きようがないのではないかと。高所作業手当というものをどう考えたらいかがというようになくともいろいろと御議論いただいた上で、少なくとも現段階においてはこの種の特殊な勤務に伴って受ける特殊な手当について、これを税法上非課税とすることは必ずしも適当でないということになっておるわけでございます。

なお、先ほどの答弁を補足いたしますと、在外勤務手当も、在外勤務手当が国を離れているからかわいそうだということでは非課税になっているわけではございません。

けではないわけではございまして、それは条文を十分御承知の上の御質問だと思えますが、国外に勤務して居住条件、生活環境その他が違っており、それが物価換算で手当として支給されておる、それをもちろむことによつて何も国内勤務に比べて得をしているわけではない、その部分だけが非課税になるわけではございまして、しかもそれは無制限納税義務者として課税される場合の問題でございまして、国内における特殊勤務手当とはかなりはつきり一線を画し得るものと私どもとしては考えております。

○池端委員 第七十二国会において、当時の主税局長の答弁は、いろいろな名目で出されている手当を給与の中で税制上仕分けすると給与体系を混乱させる、そこで勤務に伴う収入については一切区分しないということで政府は一貫してございまして、こういう答弁をしておるわけだ。ところが、先ほど局長も言われたように、通勤手当について一定の限度はございまして、通勤手当についている、あるいは在外勤務手当、旅費等についても非課税という措置が講ぜられてゐる。その均衡からいって、その手当の性格、内容から見ても、やはり課税するにふさわしくないものは相当あると私は思うのであります。夜勤手当もそうでありますが、もう一つ、私は北海道出身だから言うのではありませんけれども、寒冷地手当に対する課税問題でございまして。

私も長いこと北海道で地方公務員をしておりまして、毎年この手当、いまは寒冷地手当という名称になっておりますが、これを支給されておったわけでありまして、いつも矛盾を感じておったわけでありまして、実際に支給される内容というものは、その年一冬越すだけの燃料代を十分賄い得るものではない。加えて課税をされておる。だからもう北海道内の国家公務員や地方公務員の皆さん方は、手当でなくて現物をひとつ支給してもらいたい、こういう要望が非常に強いわけでありまして、現に、北海道内で大者協議会という会が結成されて、この寒冷地問題について毎年陳情しておる

わけでありまして、これには国家公務員の出先機関の長等も含まれているわけでありまして、こういうように寒冷地手当に関する課税というものもきわめて不合理な制度ではないか、こう思うのであります。この点についてはいかがでございましょうか。

○大倉政府委員 先ほど御引用になりました当時の主税局長の答弁は、私もそのとおりと考えているわけでございまして、したがって、一般論としましては給与の内容となつておりますいろいろな手当、それにつきましてそれぞれの特殊性を抜き出して課税、非課税を決めていくということでは、税としてはどう受けとめ切れない分野がたくさん出てくるであろうという考えから、一般的にこれらの非課税の御要望に對しましては消極的な見解を常に申し上げておる。寒冷地手当もそうでございまして、現に国家公務員の手当の体系の中にございまして特殊作業手当もそうでございまして、あるいは勤務地によつて異なつておりますいわゆる調整額というものにつきましても同様と考えておる。超過勤務手当もそうである。強いて申せば通勤手当というものが、これは手当という名前で、常識外れのもの、これは手当という名前で、常識外れのもの、言葉が悪いかもしれませんが、混乱を起すような金額の支給しようがない、なおかつ法令で限度があるから、それはできるのではないかと。旅費は、それはある国の法制によりましては旅費を非課税としないので課税対象にしておいて、そのかわり鉄道の窓口で領収証をもらつて、ホテルでも領収証をもらつて、それを経費として申告してもらつて差額があれば課税するというシステムもございまして、けれども、日本の場合は旅費は大原則として皆さん実費しかもらつてないということで旅費として取り出して非課税にしておる、その辺が限度ではないかと申し上げるのが逆のいかにもしれません。それ以上に各種の手当を、手当の特殊性のゆえに給与の中を仕分けをして課税給与と非課税給与をつくるということでは、やはり私どもの立場から申せばどうも適当な措置だと思えないという

ふうに申し上げるしかないのであります。

○池端委員 時間が刻々と迫つておりますので、この問題についてこれ以上申し上げることはきょうのところは差し控えたいと思ひますが、私はやはり、局長はいろいろなことをおっしゃつておるけれども、たとえば寒冷地手当の問題についてよく実情を御存じないのではないかと気がするわけです。そういう意味からも、この問題についてはいまの答弁では私は納得いたしません。これから機会をとらえて局長とも十分ディスカッションをしたい、こう思つておりますので、その点を申し上げて次の問題に移ります。

最後は、国税職員の処遇改善の問題につきましては、国税庁並びに人事院にお尋ねをしたいと思います。

今回は、さきにも触れましたように三千億円の減税上積みという状況になりました、画期的な措置がされたわけでありまして、このことは、一方では現場第一線で日夜御苦労願つてゐる国税職員に對して大変な御苦労をおかけすることになるのではないかと、こう思うわけであります。そこで、その作業量なり、その作業に投入する労働量といふますか、そういうものをどのようによつておられるのか、ひとつ、国税庁に對してお尋ねをしたいと思います。

○山崎政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり税務の執行につきましては専門的かつ非常に複雑困難な仕事でございまして、最近におきましてはさらに納税者の増加とか経済取引の広域、複雑化等による事務量の増加によりまして一層非常にむづかしい局面を迎えているわけでありまして、こういうふうな局面に對應いたしますために、国税庁におきましては、定員の地域間あるいは事務間の再配分、あるいはコンピュータによる事務の効率化の推進等いろいろな施策を講じまして事務の効率化あるいは合理化を図りますとともに、必要な定員を確保すべく努力をしておりますのであります。また税務職員の処遇につきましても税務職員の俸給表の改

善、それからさらには、さらに格の高いポストの新増設等、上位等級定数の拡大等によりましてその改善に努めてきているところでございますけれども、今後とも関係方面の理解を得まして、相当いろいろと理解をしていただいておりますわけでございますけれども、さらに必要な定員の確保あるいは処遇の改善というふうな点に努力をしております。

先生御指摘のとおり今回の追加減税の処理につきましては、事務量の面でいろいろとまた増加をする要因がございますけれども、現在のところどの程度それがふえるかということにつきましてはは仕組みそのものにも関係、かわりがあることとございまして、正確にどの程度ということとは現在のところまだわかっておりませんけれども、われわれといたしましてはできるだけ職員の負担がよい無理な負担にならないように十分配慮をしております。

○池端委員 大変な御苦勞をさせていただいております。本委員会におきましては、国税職員の処遇改善についての決議がなされて、その結果ある程度の改善を見えるというところは私も承知しております。たまたま昭和二十三年当時税務特別手当として最高二五%支給されていたものが、その後俸給表の改正によって漸次低下をして、現在ではその格差は一〇・二九%、一〇・三%程度になっている、こういうような問題点があるに承っております。その職務の複雑さあるいは困難性、そして専門性という見地に立つて考えますならば、抜本的な給与改善がなされてしかるべきではないか、こう思うのであります。この点について人事院の御見解をひとつお尋ねしておきたいと思ひます。

○藤野説明員 お答え申し上げます。税務職員につきましては、職務の重要性といひますか、困難性につきまして人事院といたしまして

ても十分考慮しております。いわゆる税務職俸給表という形で一般職に比しまして二、三号高い給与を早くもという形で優遇しております。でございますが、先生いま御指摘のございました二五%程度の優位性が昭和二十三年当時あったのではないかと、このことでございますが、これにつきましては、二十三年当時ある一時期、ある一部の号俸につきましてそういうことがあったところもございまして、これにつきましては、昭和二十六年当時、社会情勢の変化等もございまして警察官、刑務官等行政職員よりも有利な取り扱いをしてきた職員が全部半減されておりました。そういうような優位性というものはほかの俸給表にも現在ではついておらない状況になっております。

そこで、現在の俸給表でございますが、現在の俸給表につきましては、先ほど先生からお話がございますように、制度的には、各号俸ごとに見ますと、これは必ずしも低下するようなことではございませんで、毎年改善をしております。実は、年々税務職員の場合、職員がかなり上位等級に上がっているという関係がございまして、かなり経験豊富な職員が多くなりました。関係もございまして、上の等級に移っております。特に水準差というものは、第一線で働きます働き手の、特に中堅層を中心としたしまして処遇している関係で、上位等級にいきますと、行政職との関係等ございまして、若干どうしても少なくなってくるということがございまして、したがって、そういう関係で年々少しづつ落ちるわけでございますが、先ほど来の本委員会の特別決議等の趣旨を踏まえまして、昨年、一昨年と幾らかでも前進させたわけでございます。そういう意味でございます。上下を通じて全く同じような優位性を今後とも確保することにつきましてはいろいろ無理がございまして、先ほど来減税等のお話もございまして、さらにいろいろの問題があると思ひますが、いすれにいたしましては自主的に、税務職員の処遇の改善につきましては今後関係省庁とも打ち合わせ、検討したいと考えております。

○池端委員 最後でございますが、昨年一月に人事院が発表いたしました資料によりますと、国税職員の年齢別構成は四十四歳から四十七歳までの間の職員が九千三百九十六人と全体の一九%を占めておる。四十八歳から五十一歳までの職員は七千五百七十二人とこれまた全体の一五・三%の数字を示している。まさにひしめく四十代、こういう状況であります。このように中高年齢の層が非常に多く占めておるという事情は、戦後の混乱期に日本の国家財政を何とか確立しようということという経緯によるものだというふうにも承知をしております。しかも現在なお多くの人たちが調査官のままに放置をされておるということであれば、人事管理上あるいはまた職員の士気高揚の面から言ってもこれは大きな問題があるのではないかと、いふふうにも考えるわけであります。したがって、今日までいろいろ関係機関の御苦勞、御努力によりまして、税務特別専門職の増員が図られてきておるわけでございしますが、特別国税調査官なりあるいは特別国税徴収官等の特別専門職の増員というものが今後引き続き努力される。そういうふうにしていかねばならないと思うのであります。したがって、これについて国税庁の見解をお尋ねしたいと思ひます。

○山橋政府委員 お答えいたします。ただいま先生の御指摘のとおり、国税庁におきましては中高年齢の比重がきわめて高いわけでございまして、したがって、関係各方面の御協力、御理解も得まして、いわゆる特三等級以上格づけ可能ポスト、これは課長以上相当ポスト、こういう形になろうと思ひますが、そういうポストの確保あるいは増加ということを年々関係各方面に御要望いたしまして、非常な御理解を得まして、逐次その増加を見ておるところでございます。また同時に、そのポストにふさわしい等級別の定数というものが別に仕組みとしてあるわけで

ございまして、その等級別定数の確保という点につきましても、ひとつ今後とも関係方面の御理解を得まして、さらに努力を続けてまいりたい所存でございます。

○池端委員 国税職員の処遇改善の問題については、ひとつ真剣に対処していただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

○山下(元)委員長代理 午後一時二十分に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時二十四分開議

○小淵委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き質疑を続行いたします。大島君。

○大島委員 去る十八日にこちらへ五人の参考人が集まりまして、私も質問いたしましたのでございまして、その参考人の諸意見も加味しまして質問いたすことになると思ひますので、若十八日の質疑と重複する点もあるかもしれませんが、その点は御了承願ひたいと思ひます。

大臣は二時にお立ちになるようでございしますので、非常に大事なことを先にまずお伺ひたいと思ひます。

過日も申しましたように、イギリス、アメリカ、ドイツというようなアングロサクソン系は、直接税を中心とした税制になっておる。ところがフランス、イタリアというようなラテン系は非常に軽々しく安易な、税金の取りやすい間接税中心に移行する傾向があるということを私は申し上げまして、小倉税制調査会長の意見を聞いたのでございすけれども、つぶさに聞いてみましても、最初のうちは税制調査会は大企業といえども、大法人といえども担税能力のあるのも多々あるといふようなアングロサクソンの意見も申されたのですが、結局後ほどになりますと、どうや

がございます。大臣も御承知のとおり和歌山県南部におきましては現在原発基地三カ所を関西電力が予定されておるわけでございいます。そうして住民、漁民はまさに原発ということに恐れおのいてゐるわけでございいます。しかも諸外国においてもドイツやフランス、アメリカにおいてもこの安全性というものはいまだかつて確証されない。いわんや和歌山の場合は、関西電力でございませうけれども、関西電力は内部留保は恐らく日本でトップクラスの企業でございいますが、こういう関西電力に、しかもまかり間違えば一発のもとに全人類が吹き飛んでしまうような原子力発電工事費抑準備金という隠れたる補助金となぜするのか、なぜこれを毎年歳出予算として主計局段階において国会の議決を経ないのか。

私はたまたま原発の話だけしたので、ほかのものも全部大体同じでございいます。新鉱床探鉱費の特別控除とか電子計算機買戻金損失準備金とかいろいろ

いるでございます、あるいは特別償却もございます
が、こういうものは要するに補助金と一緒だから
なぜ歳出の面で毎年毎年国会にかけないのか、こ
のことににつきまして御意見を承りたいと思いま
す。

○大倉政府委員　先般日大の北野教授がそういう
ことをおっしゃったというのは私も報告を受けま
したけれども、一つの物の考え方であろうかとは
思います。歳出で補助金に計上する場合には国会
審議があり税法であれば審議がないというわけ
はもちろんなない、その点重々御承知の上での御
質問だと思いますが、期限が到来しない場合でも
法審議の過程で各特別措置の当否については十分
御審議の機会があるわけでございますから、特殊
な誘導政策を租税によって行かう歳出によって行

うか、その点を含めまして当委員会で御審議をい
ただければ幸いです。

○坊国務大臣　いまの御意見は非常に重大な御意
見だと私思っております。そこで租税特別措置上
いうものをこの際抜本的にやめるといふか見直上
てしまつて、必要のある場合は補助金でやれ、こ

ういう御意見のように思いますけれども、これは本当に抜本的なんですよ。そこでいままでおなたに對しましてそれをやりますというお答えは私もないしかねる。この租税特別措置というものはいつも申し上げておりますとおり、いまおっしゃったような面としからざる面もあるということをやをよく御存じのことと思いますが、そういうことを洗い直してしまふというようにも私は一つは考えたと思ひます。と申しますことは、租税特別措置に一たん取り入れられますとそれにいつまでもかじりついておるといふ弊も私には決して軽々に見えておられません。そういうようなことも考へましてこれは中期税制にでも真剣にひとつ考へて、そうして態度を決していきなさい。いきなり全部を撤出の補助に立てかえるということにつきましてはここで承知いたしましたということとは申し上げかねる次第でございます。

○大島委員 大臣がそういうお考えを持っていたのだということは非常にありがたいと思ひます。先ほどの政府答弁におきましては措置法においても十分審議の余地があると言ひますけれども、現にもうここにいられてしまつたら原案の問題なんか永久にこれは改正するまでは出てこないというのが実情だ。ところがこれを補助金として計上しますと毎年毎議論の対象になる、それがまさに議會制民主主義だといふふうに私も思ひ、北野教授もそう言つてゐるわけでございますので、私はただいまの大臣の答弁にははなはだ満足しております。どうかひとつそういう線で議會制民主主義を貫徹するようなこの措置法を十分お考えになつていただきたいと思ひます。

それから次に措置法の関係でございますけれども、この前も参考人質問で申し上げたのでございますが、過去十年間、四十三年から五十二年までの「租税特別措置による事項別減収額(平年度)累年比較」という表がございますが、措置法があることによつてどれだけ税が減収するかという表でございます。この表によりまして合計額におき

ましてほとんど変わつてない。四千億から五十一年には四千九百億、五十二年は四千四百四十億となつて四十七年とは一緒ぐらひになつてゐるのでございますけれども、もし措置法が逐次、毎年毎年改正され、統合され、不要なものは廃止され、新規のものは認めないといふのであるならば、この減収額はもう少し減つてしかるべきだ。ところが實際上はほとんど横ばい状況を保つてゐるという、この理由はどこにあるところにあるのでございましょうか。

○大倉政府委員 特別措置につきましては、約十年前から、そういうことはほとんど問題にならなかつた時期からスタート・アンド・ビルドといふことを言い出して、新しいものをつくるのであれば古いものはそれに合つてやめていただくといふことを申し始めたその担当課長は私でございますが、それ以後それなりの努力を続けてきたつもりでございます。五十一年度以降はスタート・アンド・ビルドをさらに一歩踏み込んで、ネットでも切り込むといふことで私もかなりの努力をいたしてまいつたつもりでございます。何もしてないといふ御批判に對しては若干私どもとしては申し上げたいことがございますが、数字的に申し上げますと確かに絶対額は目に見えて減つておりませんが、それは背景にございます経済が伸びる、税収全体も伸びるというのを背景にしておるわけでございます。税収全体と租税特別措置による減収額との割合をごらんいただきますと、四十年度は六・九でございましたが、現在は四・六、これはグロスでございます。交際費課税の強化を含みますネットでは、四十年度は五・八、現在は二・四ということに比重を約半減いたしてあります。

○大島委員 ただいまの大臣のようなお考えがもし実行に移されれば、これも大分変わつてくると思ひます。

次の質問にまいります。同じく措置法関係でございますけれども、今回の改正によりまして中小

企業等海外市場開拓準備金というものが設けられまして、これは中小企業等という名前も書いたといふことでございますけれども、私ここで非常に疑問に思ひますのは、中小企業といつて考へておられるのは、いわゆる大企業に近い中小企業もあればあるいは本當の中小企業もある。しかし、その下にさらに零細企業、中小企業とまでいかなない零細企業、特に日本が圧倒的に多い。中小企業の割合は、日本は四〇％、アメリカは一八、西ドイツ一二といふふうな圧倒的に多いんですけれども、私は、いわゆる中小企業とまではいかなない零細企業を潤すような措置法関係はまずまずここで見当たらないといふふうに思ひます。ここで見当てるのは、大企業初め大企業に近いような中小企業、そういうものはある程度この措置法によつて恵まれておりますけれども、そのいわゆる零細企業を恵むようなものがここに一体あるのかどうか、私はその点につきましてちよつと政府当局の御意見を伺ひたいと思ひます。

○大倉政府委員 企業関係の特別措置によりまして五十二年度の減収額は二千二百八十億でございますが、そのうち大法人に該当します部分が一千二百八十億、中小法人分が一千億といふ推計をいたしております。

なお項目といたしましては、今回提案いたしております政府案の中で縮減をしないで延長をするというものは、企業関係は全部中小企業向けの措置でございます。零細企業を含む中小企業についての特別措置が項目としては非常に多いということとは御承知のとおりでございます。

○大島委員 私の質問は、その中小企業といふのは零細企業といふのは違ふといふことで、零細企業は果たして潤つてゐるかといふことの質問なんでございます。中小企業といふのは非常に広い範圍で、その零細企業は日本は圧倒的に多い。店一店だけ構えて物を売つてゐるといふふうなこゝういふものが恵まれるような政策がほとんどここに盛り込まれてないといふことも、われわれのこの措置法に對する非常な不満なんでございますが、その

点はひとまずおきまして、政策優遇税制と非政策優遇税制を區別した資料が主税局から出されておりますが、その區別の根拠は何ですか。

○大倉政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします前に、ないといふ御指摘でございましたので、項目を列挙させていただきます。もつぱら中小企業関係と私どもが考へております項目を逐次申し上げます。

中小小売商業用店舗の特別償却、中小企業者の公害防止施設の特例、中小企業者等の機械の特別償却、中小企業構造改善計画策定に伴う特別措置、繊維工業構造改善計画策定に伴う特別措置、中小漁業構造改善計画に伴う特別措置、中小企業構造改善等事業用共同施設の特例、中小企業事業近代化促進法に伴う特別措置、中小企業構造改善の特別措置、下請中小企業振興準備金、伝統的工芸品産業振興準備金、中小企業等海外市場開拓準備金、中小企業者の貸倒引当金の特例、農業協同組合等の留保所得の特例、清算所得にかかわる課税の特例といたしましては、関連法を援用いたしまして特別措置を講じておりますものは、中小企業近代化促進法、中小企業事業転換対策臨時措置法、農業協同組合併助成法、森林組合併助成法、漁業再建特別措置法、漁業協同組合併助成法、卸売市場法その他がございまして、なお、新しいものといひまして、事業転換法が入つてゐるわけでございます。

後段の御質問でございますが、政策税制と政策税制以外の仕分けにつきましては、一昨年の八月以来約半年をかけた税制調査会で御審議をいただいた区別をしていただいたわけでございまして、引用させていただきますと、「特定の政策目的に資するといふ租税政策上の配慮がなかつた」とすれば、税負担の公平その他の税制の基本的原則からは認め難いと考えられる実質的な意味での「特別措置」それを政策税制として一括する。「それ以外の制度、すなわち、政策税制とは異なり税制の基本的原則からみて所得税法、法人税法等の

本法に規定されて然るべき制度及び現在のところ租税特別措置法に規定されているもののいずれは本法に吸収されて然るべきであると考えられる制度、それらをその他の税制として分類されたわけでございます。

○大島委員 第一のいまあなたが挙げてられた中小企業の対策はいろいろ講じられていますが、私も、私の言うのは、そういう恵まれた中小企業ではなくて、中小企業の中の零細企業にどれほど恩典を与えているかという質問なんです。その点、ちょっと質問の趣旨が合わないと思います。その点、この点はこれでおきます。

そうしますと、非政策税制と言いますと、たとえば貸倒引当金あるいは価格変動準備金などは、これは非政策税制に入っているわけですか。

○大倉政府委員 貸倒引当金は政策税制以外のものとして分類されております。ただ、御承知のように政策税制以外のものとして分類されている引当金につきましても、その繰入率が適当であるかどうかは随時吟味をすべきものとされております。価格変動準備金は政策税制の方に分類されております。

○大島委員 過日もお話ししましたが、ここに政策税制以外のものとして貸倒引当金というのが見えてくるのですが、たとえば銀行の貸倒引当金、これが今度改正になりましたが、これの実際の貸倒率はどのくらいの程度のものでしょうか。

○大倉政府委員 先般貸倒率についてはお答えいたしましたので、本日は実績でお答えいたします。

全銀協、相銀協等の資料によりますと、五十年の都市銀行の貸倒引当金の残高は七千五百九十一億円、五十年の貸出金償却額は三十億円でございす。同様に地方銀行は三千六百三億円と二十億円、相互銀行は一千七百四十七億円と二十八億円、信用金庫は二千四百二十二億円と五十六億円と相なっております。

○大島委員 委員長退席、野田(毅)委員長代理着席、そうしますと、都銀におきまして

は、七千五百九十億円の残高に対して実際生じた貸し倒れは三十億円、こういうわけでございますか。そうしますと、この率はどのくらいになるのでしょうか。率にしますと実際の貸し倒れは幾々たるものでございすね。

○大倉政府委員 率で申し上げますと、これは上下に分かれた数字になっておりますが、下期都市銀行が千分の〇・〇三、信託銀行が千分の〇・〇四、地方銀行が〇・〇五、相互銀行は〇・一二、信用金庫は〇・三五でございます。

○大島委員 そうしますと、現行の貸倒引当金の引当率は、これはもう明らかに政策税制といたしてしかるべきものだと私は思うのでございすけれども、これが政策税制以外のもの、こう書いています。恐らく単位が違ふ、けたが違ふというふうなものを銀行に多額の恩典を与えている、こういうふうなわれわれは解釈せざるを得ません。

そこで、現在中小企業等に対しては生殺与奪の権を持っている銀行、この銀行でございすけれども、税制面でもそのような優遇を受けている。しかも比較的経営は一般の事業に比べて安易な、安定した経営をやっている、そういう意味で民衆、大衆サービスというのは当然あつてしかるべきものでございすけれども、歩積み両建ての問題はたびたび議論されておりますので、そのことについては私はいまここで申し上げる予定はございませんが、本日申し上げたいのは、特に虎の門というところは非常に都銀その他信託銀行等が集まっているところでございます。特にここに政府関係の外郭団体が多数たむろしている、そういう政府の外郭団体に対して特別の金利、特利を与える、これがいわゆる虎の門金利ということ、この金利を銀行からもらうということ、あるいは会費というふうな名目であれ、あるいは寄付金というふうな名目であれ、名目は違ひますけれども、そういう事態があるやに、これは虎の門金利という名前があるわけですから、そういう事態もあるとは思ふのでございす。そういうことに

つきまして銀行局はどういうふうな指導をやっておるか。また毎年毎年銀行検査がありますが、そういう事態が出てきたことがないかどうか、ちょっと御答弁願ひたいと思ひます。

○後藤(達)政府委員 いかなる名目でございしても、いまの受け入れました預金なり信託額に对应いたしまして特別な利益を提供するという問題は私ども常に関心を持っております。ただ個々のケースはいろいろなケースがございすので、たとえば、寄付というふうなことをいたしました場合に、それが社会常識的なものなと思われれば、それが社会常識的なものなと思われれば、範囲のものかどうか、あるいはその寄付なり特別な金を払つておりますのが、預金額とかあるいは信託の受け入れ額とかということに比例しておるかどうかな等々、個別ケースに即して考えなければならぬと思つております。いっとき先生の御指摘のように虎の門金利というふうなことが言われておりました、私も検査その他の都度、最近の時点におきましては、こういう特利というふうなことにつきまして検査で何か発見をされて指摘したということとはございせん。ただ私もこれからもうやういふ点につきまして、銀行行政上関心を持って注目をいたしまして、過当なものは是正するように指導いたしてまいりたい、こう考へております。

○大島委員 私がなぜこういうことを申し上げるか申しますと、銀行は貸す方ですからこわいものはない。銀行のこわいものはない。銀行は政府並びにその政府の外郭団体だ。これはやはり銀行もこわい。そういうことで、政府の外郭団体の要求されるままにそういう特利を払つたりあるいは寄付金を強要されたりする、そういうふうなことを私は非常に心配をしてゐるわけでございます。たとえばある銀行が一千万円の寄付を外郭団体にする、その身がわりとして外郭団体から十億の信託をもらうというふうなこと、こういうふうなことがあつた場合には銀行局としてはどういふふうな指導をされますか。

○後藤(達)政府委員 どういうふうな場合にその一千万の寄付が行われたかでございますが、たとえばいま先生のおっしゃいますように十億の信託をしてもらうから、あるいは十億の預金をしてもらうから何千万払ふ、こういうふうな形でやりますのはやはり問題があるかと思ひます。ただ寄付の中には指定寄付金などに指定されておりました、税制上認められておるというふうなものもございす。そういうものはやはり私も、よほど過当なものでない限り問題とすることはないのであるか、こう考へております。それから特に信託の場合には、預金の場合と違ひまして御承知のように金利調整法その他の金利規制はございせんから、むしろ受益者の平等の原則というふうな点から、やはり秩序の問題として問題となることであらうかと思ひます。

ただ先生がおっしゃいました十億と一千万、こういうことだけでにわかにかがいがゆる特利に当たるとか、あるいはこれは問題のないものだからいふことを断定的に申し上げることはなかなかむづかしいと思ひます。やはりそのケースに即して判断をいたしたいと思つております。

○大島委員 それであるならば、ここでひとつ、興長銀、都銀あるいは信託銀行だけで結構ですが、過去三年間ぐらいにおいて、政府の外郭団体、その孫団体、子団体も含むが、そういうものに対して百万円以上の寄付をしたという資料は委員会に提出できますか。

○後藤(達)政府委員 どういう範囲のものかどう当たりますか、ちょっと私にわかには判断はできませんので、それを検討していただきたいと思います。その上で御説明をさせていただきます。

○大島委員 これは私ぜひこの資料をいただきたいと思ひます。細かいものはいとして、仮に百万円ぐらいで、対象は政府関係機関、特に通産、厚生あたりが非常に多いように承つておりますが、通産、厚生あたりが政府関係機関並びにその政府関係機関の子機関あるいは孫機関、そういう

ところまで含めて、ひとつぜひこの資料を出していただきたいと思います。これはまた別途打ち合わせでも結構だと思います。

次に、当委員会が問題になったことも余りない税法関連といまして、査察制度につきましてもちょっと伺いたします。

最近の査察件数並びに査察実績というものを国税庁の方から簡単に報告してもらいたいと思います。

○山橋政府委員 お答えいたします。

最近三年間の査察実績でございますが、四十八年度着手件数二百十件でございます。四十九年度が二百五件、五十年年度が二百六件ということでございます。告発をいたしました件数は四十八年度が百二十七件、四十九年度が百二十六件、五十年年度が百四十七件、こういうことになっております。

○大島委員 戦前は間接国税しか大抵犯罪はなくて、戦後アメリカ的に直接国税にも犯罪を取り入れる、詐欺その他不正の行為により租税を逃脱した者は云々ということになって、これは刑事犯罪とすることとございまして、これは刑事犯罪と考へ方として、脱税に刑事罰を科するのはどうか、むしろ脱税したものは重加算税でぎゅうぎゅう苦しめて税金を取った方がずうっといいじゃないかというふうな意見も戦争直後でございまして、たけれどもありました。現在、国税庁に對しては、査察制度、刑事告発制度というものをあくまで続けられるおつもりなのか。それともこれを廃止して重加算税、その他懲罰税でぐんぐん取るというのとどちらがいいのか、その点についてちょっと御意見を承りたい。

○山内政府委員 制度の問題でございまして、主税局の方からお答えいたしますが、御指摘のように、租税制度申しますのは非常に大量かつ回帰的な処分を当然必要といたしますので、そういう意味から申しましても、問題が起った都度直ちにその罰則に訴えるというのではなくて、いま御指摘のように、重加算税も含めましたところの加

算税制度で行政上の処分を行うということが中心にならざるを得ないと思ひますけれども、同時に、たとえ詐欺あるいは不正な行為で非常に事柄の反社会性、反道徳性が著しく高いというものにつきましても、やはりそれと並行いたしまして刑罰ないしは犯罪取り締まり制度によつて担保しておく制度を維持していくということは非常に必要なことであらうと思ひますので、私どももいたしましては、これを廃止することは適当でないといふふうな考へておる次第であります。

○大島委員 まあ、そうだろうと思ひますが、それにしてもやはりこの取り扱いについては非常に慎重にしてもらいたいということを特に国税庁の方に要望するわけです。

といひますのは、一たん査察がかかれば新聞に発表される、公職は一切辞退しなければならぬ。いままで嘗々として築いた基礎は一挙にして失われる。こういう被疑者に対しては致命的なものである。その取り扱ひは誠に慎重でなくちゃならないと思ひます。しかるにかかわらず、ある地方の国税局におきましては、本勘定から実在の人間に謝礼したい、二億五千万ほど出した。すべてこれは会社の本勘定を通つてゐる。相手が実在の人間だ。たとへて言へば、ある中小企業の経営者がわしはこの役者が好きだからこの役者にやろうと言つて会社の本勘定から出して、その役者は役者で個人申告をするということと同じことだと思ふので、むしろ國としては超過累進税率の所得税で納めてもらつた方がずうと得なんではないかと、そういう本勘定を通じて実在の相手方に支払つたという事例を現に告発し、しかもその事業主がすべてを失つて現在悶々として裁判を仰いでいるわけでございますが、こういう事案についてどう思ひますか。

○山橋政府委員 お答えいたします。

査察調査に当たりましては、国税犯則取締法の定める手続に従ひまして、嫌疑内容といふものを十分に把握した上で検査当局とも協議をいたしまして、告発の要否を決定しております。先生た

だいまお話しのように、非常に慎重な手続でこれを行つておるところでございます。

御指摘の問題につきましては、目下刑事裁判中の個別事件の事実認定にかかる問題だといふ感じもいたしますが、個別の内容に立ち入つてお答えすることは適当でないと思ひますけれども、一般論として申しますと、たとえば本勘定から実在の人物に金が出た。こういう事実がございまして、その支払いの事実関係とかあるいは支払いの目的あるいは趣旨といふものを十分調査いたしまして、またそれに関連する証拠資料も十分念査をして、本勘定の真実の裏面といふものを把握した上で、その主張の当否を判断するというのがわれわれのたてまえでございます。いずれにいたしましても、本件は目下公判中の事件であるようござい

ますが、われわれといたしましては公判の推移を見守つていきたいといふふうに考へておるところでございます。

○大島委員 それはすこぶるおかしいので、普通租税逃税といひますと、売り上げ除外、架空仕入れ、売り上げを除外して別途預金に留保する、あるいは架空仕入れをして別途預金で留保する、あるいは在庫調整をする。要するに税務署、国税局の目をくらます。これは私は詐欺不正の行為だと思ふが、だれが見てもわかる本勘定から実在の相手方に出した、それが査察だということになると、うっかり危なくて寄付もできない、何もかもできないということになる。その点はどうですか。

○山橋政府委員 お答えいたします。

本勘定から実在の人物に金が出たという、確かに形式的には、表面的にはそういう形をとつてい

う実態なのかといふことを十分われわれとしては調べるわけでございます。その真実の実態といふものをわれわれは判断をいたしまして、その上でその処理を決めておるといふのが現在のわれわれのやり方でございます。

○大島委員 私もいま個別事案を云々しようと思ひないのですが、要するに、先ほど言ひましたように、査察を受けるということとは、その納税者にとつて致命的なことなんで、その執行に当たつては念には念を入れてやつていただきたいということとを私はここで申し上げておきます。

最近査察では新聞発表しておるのですか。

○山橋政府委員 お答えいたします。

査察の事件については新聞発表はいたしておりません。

○大島委員 それでは最後に所得税関係に移りたいと思ひます。

給与所得控除、この点だけについて一つ伺いたしたいと思います。

現在給与所得控除を認められておるわけでございますけれども、いわゆる勤労所得と事業所得、この區別についてどちらがより多く控除されるべきだと思ひますか。と申しますのは、勤労所得、いわゆる勤労者ですから、その人が死ねば何も残らない。事業所得といふのは具体的に言へば資産所得プラス勤労所得で、勤労がなくなつても資産は残るといふ事業所得、これとの控除率といふか必要経費率といふか、御存じのとおりアメリカではこれは區別してないので、だからシャープ税制のときにはあれほど激しい所得控除しかなかった。最近ではだんだん若干でもよくなつたけれども、そういう意味におきまして、勤労所得と事業所得の控除率といふことについてどういふふうな考へておられますか。

○山内政府委員 事業所得につきましては、御承知のとおり、その収入を得るために必要な経費を控除するということに相なつております。それに對応いたしまして、いかに給与所得の場合に横並びに見ましてバランスのとれた控除を行つていく

かというものが常に古くして新しい所得税の根本問題の一つであらうかというふうに考えます。現在わが国の制度といたしましては、そこを給与所得控除という制度でカバーをいたしておるわけですが、給与所得控除の性格といたしましては、われわれはまず第一には給与を得るための経費の概算的な控除、これを中心的なものに据えておりますが、そのほかに、いまお触れになりました問題に関連するかと思ひますけれども、給与所得者、給与所得というものの本来の性格、いわばその勤労に裏打ちをされた勤労性所得であるという意味合いも含めまして、給与所得の担税力をしんじやくいたしまして、本来の経費の概算控除だけでは説明し切れない程度の大きな金額を給与所得控除として引いておるといのが現在のわが国の制度であらうかというふうに考えております。

○大島委員 課税最低限度も大分上がつてきました、このごろ大体給与所得控除の第三分類、三百万から六百万クラス、これが非常に多くなつてきた。これに対して給与所得控除率は二〇%ということになっております。先ほど言ひましたように、アメリカ的な考えをとれば別ですけれども、ドイツ的な考えをとって、事業所得よりも勤労所得の方が控除率は多かるべきだという考え方に基づけば、私は理論としてはまさに正當だと思ふんです。そういう点につきまして、三百万から六百万、この台の二〇%というのは、事業所得に比べて低過ぎやしないかどうかというのを伺いたい。給与所得控除の控除率が一般の事業所得に比べて低過ぎやしないか。これは感じだけでも結構。

○山内政府委員 事業所得の場合は、委員御承知のとおり、業種の性格によつても控除する率がそれぞれ違つてまいらうと思ひます。先ほど申しましたように、その収入を得るために必要な経費を引くということでございますので、たとえば仕入れを控除する、それから仕入れ以外に諸経費を控除するということが相なります。それはそれぞれ業種なり、あるいは同じ業種でありましても企業によつて違ふわけでございますので、そういう意味合いで、一概に事業所得の標準的な控除割合というのはどのくらいかというものは出てまいらないと思ひます。

それに対して給与所得の場合で申しますと、これはきちつと正確に経費を一々差し引くというたてまえに立ちますならば、やはり人によつて、あるいは従事する業種によりまして、いろいろ違つてこようと思ひわけでございますが、その前提といたしましては、まずしからば給与所得の場合に何を経費と考えるかという、非常に大きなむずかしい問題がございます。わが国の場合は、直接そういう問題を給与所得控除の金額の中に取り込むということをしていませんで、先ほど申し出ておりますように、給与所得の性格の弱さもあわせ含めて考えまして、給与所得控除ということで控除をしております。三百万で申しますと控除割合は三五%になっております。

○大島委員 最後に、超過累進税率につきまして、日本の現在の超過累進税率とアメリカのよう極端な高所得者に対する九一%の超過累進税率、こういうふうな方向へ行こうという考えはないですか。

○山内政府委員 現在のわが国の超過累進の度合いとアメリカの場合とを比較をいたしてみますと、政府が提案をいたしております所得税法の改正案が認め願ひました場合には、三千九百九十二万円のところでクロスをいたします。その三千九百九十二万円以下のところでございまして、日本の場合の方が安い。いまの金額を超えますと、日本の所得者の場合はアメリカの所得者に比べてかなり税額が高くなる。そういう形で、日本の方がアメリカよりも原則といたしまして超過累進のカーブはきつくなつております。

このきついついカーブをさらに一層きつくしなればならぬかどうかというお尋ねであらうかと思ひますけれども、アメリカのみにかわりませず、他の、たとえば西ドイツなんか比べても、一層わが国の場合の超過累進のカーブはきつくなつておりますので、そういうふうな点もあわせ考えますならば、いまこの段階で、われわれといたしましては、わが国のカーブをさらに一層きつくしなればならぬというふうには考えておりません。

○大島委員 最後に、政務次官にお伺ひいたします。締めくくりでございますけれども、フランス的なあるいは間接税というのはいとも簡単な税、いわゆる一番取りやすい税で、流通税も含めまして、今回の当大蔵委員会におきましても印紙税あるいは登録免許税も出ましたけれども、これも広い意味において間接税的な意味と解釈して、わが党はこれに対してあくまでも反対をとつてゐるわけでございます。大衆に転嫁されるということ、これがこわいということでございますが、今後の税制の行き方として、どうかひとつ取れるところから、取りやすいということだけでなく、応能分担、取れるところから取るということ、あくまでもいわゆる直接税中心主義であつて、しかもいま優遇されている不公正税制、世界に名高い不公平税制で大企業が優遇されている、こういうものをとにかく何とかしてでも改正して、公正な税に戻したいというのが、実はわれわれの考えでございます。

この際、安易な間接税を導入したり、極端な場合には付加価値税を導入するというようなことが万が一でもあれば、これは恐らく自民党自体が私は破滅するんじゃないかと思ひわけでございますが、政務次官のひとつお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○高島政府委員 大島委員よく御存じのように、ただいま昭和五十二年におきましては、直間比率は、直接税七〇%に對しまして間接税三〇%というふうな形になっておりますが、昭和三十年で見ますと、直接税が五一・四%、間接税が四八・六%というふうな形になっておりまして、それから見ますと、二十年くらいの間には間接税の比率がずっと下がつてきておるわけでありまして、こういうことから見まして、直接税中心主義とか間接税中心主義とかということではなくて、税制上から申しますと、それぞれの税の実態、これが一番ベストではないかというところを積み上げた結果が、いまのところ七〇対三〇という形になっておるのではなからうか、このように思ひわけでございます。

なお、今後の財政収支見通しにつきまして、いろいろと先ほど大臣も申し上げておるところでございますけれども、いづれにいたしましても、今後ある程度の税ないし税外負担の増加をお願いしないことには、これはなかなか赤字財政から脱却できないのではなからうかというふうなことも考えられておるところでございます。したがいまして、そうした中で、長期的な検討課題の中に一般的な消費税というものを考えてはどうかというふうな検討がされておることは、御承知のとおりでございます。ただ、いま直ちにそれが付加価値税という形で実現されるかどうかということになれば、日本の国情等十分考えながら、慎重にこれは十分検討した上でないとなかなかできないものであるということも、私も十分承知してゐるところでございます。これらを踏まえまして、今後十分勉強してまいりたいと思つておる次第であります。

○大島委員 時間が参りましたので終わります。政務次官勉強される意味におきましては、なるべくフランス的にならずにアメリカ的になつてもらいたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○野田(総)委員長代理 宮地正介君。

○宮地委員 大蔵省は、この三日の予算委員会に、五十二年予算案を起點とした五十五年までの財政収支試算を提出いたしました。これを見ますと、昨年の試算と同様に赤字国債発行ゼロ、健全財政への復帰の目標を五十五年に置いてゐるわけでございますが、具体的方途についてまず伺ひたいと思ひます。

たしました財政収支試算の中の税収は、五十五年度において三十五兆五千八百億圓、この中身は一般会計税収のほかいわゆる専売納付金が入ってございまして。この金額は、前回の五十二年二月に提出をいたしました当初の財政収支試算の金額と、五十五年度においては同じでございます。

それから、その五十二年における財政収支試算の最後の税収の数字、これをどういうふうにして計算したかと申しますと、これは昭和四十八年度から五十年までの平均の租税負担率、その租税負担率の中には、先ほど申しました専売納付金も入ってございまして、それも含めたところの負担率、これが平均で二・七％になつてございまして、これを五十五年度には三ポイント程度上げる必要がある。その必要があるということは、その前提をいたしまして五十年代前期経済計画に考えておりますものも財政需要を充足しました上で、いま申しましたような税収を確保いたしますならば五十五年度において赤字公債に依存しなくとも済む財政が確立できる、そういう目標を置いた結果の差額として出てまいりました数字でございます。

そういう意味合いで、五十五年度時におきます三十五兆五千億圓の数字は今回の財政収支試算においても動かしておりません。前回に比べて今回は、それ以後五十二年度予算を政府として御提案いたしておりますので、それによって新しく数字が決まりました分について数字を入れ直して、それから五十五年度までの間にGNPの伸び方に応じて同じ率で毎年伸びていったとするならばどういふか、この数字になるかというのを年次別の内訳表として添付いたしましたものを提出いたしました次第でございます。

○宮地委員 要するに、五十五年度に赤字国債の発行をゼロにする、これが私たち国民から見ますと非常に重大な問題であります。赤字国債ゼロをこれから三カ年間でやるわけでありまして、現実にはいまの財政需要を見ておきますと、これは大変に厳しい状況にあるわけでございますので、当然そう

なればまず現行の税制の洗い直し、あるいは新税の創設ということが検討されてくるわけでありまして。そういう点について具体的な方途というのは考えておられるのかどうか、政務次官、できたらちよつと……、大事な問題ですから。

○高島政府委員 ただいま御指摘のように、昭和五十五年までの財政収支試算というもののの中におきまして、五十五年度においては三十五兆五千八百億という税収を確保しないと、この間五年間ずっと、実質今年から三年であります、段階的に税収を二〇・九％伸ばしていかなければ必要な財政支出を賄えない。こういうことで、したがって、先ほど申し上げましたが、税収におきましては、税及び税外負担をいたしまして対国民所得比で三％程度の負担の増加をお願いせざるを得ないのではなからうか、こういうことを試算いたしておるわけでありまして。

ただ、この試算に對應するところの税収を一体どこからどのような形で確保するかということにつきましては、いわゆる中期税制の問題として検討をいたしておるところでございますが、これは税制調査会等で十分御検討いただいた上で決定をしまつてまいることでございますので、いまここで、それでは具体的にどの税を幾らどのように考えているかということにつきましては、残念ながらまだ申し上げられる段階ではないということでござい

ます。○宮地委員 そこで、いま政務次官も五十五年度までに国民の租税負担率を三％引き上げる、こういうふうにお話しになつておられるわけでございますが、具体的にその三％の中身についてはいまだ申し上げるわけにはいきません、これでは大蔵当局としては大変国民に無責任であらうと私は思うのであります。

なぜならば、前回のこの大蔵委員会におきまして、小倉税調会長からも、すでに今後の新税の導入については付加価値税を検討するような発言もございました。これはまさに現在の日本の経済情勢を見たときには、大衆課税を増税し、国民生活

を圧迫するものとして私たちは断固反対をしてい

るわけでありまして。また、さらに本二十二日に坊大蔵大臣から当委員会におきまして、物品税の廃止、それにかわる

いわゆる一般消費税、すなわち付加価値税の導入を示唆するような発言もあつたわけでありまして。私

たちは、そういうふうな国民に背を向けるような大衆課税はいまやるべきではない。いまやるべきことは、まず国民の皆さんが熱望しております

不公平税制の是正をやるのが急務であります。そういうようなことからして、この一連の大蔵閣

僚の発言というものはまた大衆国民を裏切るものとして私たちはまことに不満でございます。その

いう発言がありながら、いま政務次官から何か国民にあいまいなことをするような御答弁があつたこ

とは大変残念に思つたわけでございますが、もう一度その点について具体的に御答弁いただきたい

と思つております。○山内政府委員 やや事務的な問題もござい

ますので、まず私から御説明をさせていただきます。御指摘の問題は今後当分の間の税制の最も中心的な

命題であらうかと思つた。その命題を一体いかに受けとめておるかということでございますが、この点につきましてはすでに再々委員会でも御説明申し上げておりますように、昨年の夏以降、税制調査会を中心といたしまして、かなり密

でございまして。その中間報告の中身あるいはそれに至りますまでの経過につきましては、先般当委員会において資料として税制調査会の報告書を御提出申し上げ

ましたので、その中に細かくは出ておりますけれども、ごく大ざっぱに申し上げますならば、この

五十五年度までの間に何らかの時期に何らかの形でやはり増税をお願いせざるを得ないであろうと

いうことが大勢でございます。その中で、できま

すことならば所得課税を中心とした負担の増加をお願いできないものであらうかというのが一方

からの問題へのアプローチでございますし、他方のサイドからの問題のアプローチは、現在の個別

物品税を中心とした間接税制度に対して何らかの形で一層の負担率加重をお願いする方法がなから

うかということでございます。その両側から、

といひますのは、いわば第一部会と第二部会と別々という意味でございますが、そういう両側から議論を進めていただいて一応出てまいつており

ますのが先ほど申しました報告でございます。○宮地委員 すなわち、新税の創設あるいは現行

の税制の洗い直しの両面からこの三％の租税負担率の増税、こういうことを考えておる、そういう

ふうな受けとめることができると思つたのであり

ます。そういう点で私たちは新税については、たと

えば土地の増価税とか富裕税、こういうものを考

えておるわけでありまして、どうも大蔵当局はそ

れには反対のようでありまして、そして言葉の変質過程の中において徐々にこの付加価値税というものを国民に押しつける、そういうような動きがこ

は、やはり富める強者には充分の負担を求め、また貧しき弱者と言われる方には配分をするという福祉型の税制にしていかななくてはならない、こう私たちは主張しているわけでございます。

そういう点から見て、どうもいまの審議官のお話はいまいちもとして国民には、一体何を考えているのか、こういう疑問がわくわけでございす。その点についての基本的方向性、こういうものについてもう少しお話を伺いたいと思うのであります。

○山内政府委員　いま御指摘の土地増価税なり富裕税なり、こういったものももちろん審議の対象に含めて考えております。第二部会、いわゆる間接税を中心とした部会でございますが、その第二部会におきまして、友末部会長の発案によって既存の間接諸税を一応洗い直した上で、これだけでは余り大きな負担をお願いできるような状態にはないので、別途現在までに諸方面で言われておるような新税あるいは増税の構想について少し勉強してみたらどうかという御指摘がございまして、それに基づいて御議論願いたいという新税の項目の中には、いま御指摘の土地増価税なり富裕税なりも当然入っております。ただそのほかに、いまお話のありましたようなE.C.型の付加価値税を含めましてもう一つの一般消費税も、これはやはり世間一般で議論になっておるとい意味で項目として取り上げて御議論いたしております。そのほかに、やや個別的、特殊なものといいたしましてギャンブル税でありますとか広告課税でありますとか、そういったものもあわせて取り上げたいわけでございます。

ただ、先ほどからしゃべり方が非常に茫漠としておるとい御指摘でございますが、まさに私どもの頭の整理もまだその程度の段階でございまして、これ以後むしろ精力的に、そういったいろいろな間接諸税の中で一体どういものがわが国の社会、経済の上において一般消費税としてふさわしいのか、成り立つのか、あるいはなかなか成り立たないものであるのか、その辺も含めましたところ

ころがすべて今後の検討課題ということにわれわれは考えております。

いずれにいたしましても、いま申しましたような財政収支試算に暗示いたしますような経済状態あるいは財政状態を頭に置きまして場合は、何らかの形で現在の租税制度というものを見直してまわらなければならぬと思っておりますが、その中核が、果たして所得課税の方で受け持つのか、あるいは間接一般消費税の方で受け持つのか、あるいは兩者それぞれある程度の分担によって受け持つていくのか、こういったことは、これは私ども役人ではなくて納税者全部の方々の今後の御判断に待たなければならぬと思っております。そのためには、私どもといたしましてはなるべく問題を整理した形で、御判断をいただきやすい形で持つてまいりたい、そのための第一段階としていま申しましたような作業を税制調査会を中心としてやっておるということでございます。

○宮地委員　最近の特に社会的公正の確保を最重点にしたいという減速経済時代に見合った税制のあり方というのは、非常に重大な問題であると思うのであります。特に国税と地方税との望ましい関係というものが、あるいはいま申し上げましたような不正税制の問題、新時代に対応できる国民本位の税制をつくる、これはもう、やはり現在における最大の政治的課題ではないかと思うのであります。それに対しては大蔵省ももっとスピーディーに、そして本当に国民の立場に立った勇氣ある検討というものがされなくてはならないと思うのであります。

今回の五十五年度の国債発行ゼロの問題にいたしましても、昨年と何ら変わらぬ、何かこの一年間の分が大変にストップした、国民的に見ればこれは大変重大な大蔵当局の怠慢ではないか、果たして本当に国債の発行の、特に赤字国債が五十五年にゼロにできるのか、できないのか、絵にかいたもちに終わるのではないか、こういう感じさえするわけでございますが、政務次官にその決意を伺いたいと思ひます。

○高島政府委員　五十二年度の税収見通しにつきましても当初は、今回政府案として御提案を申し上げておりますような三千五百億余の減税、それからさらに各党の合意に基づきまして成立予定の三千億減税、こういったものを前提にいたしまして計画をいたしております、それによりますれば五十二年においては、いわゆる五十五年度において赤字公債を発行しないでも済むために確保しなければならぬところの税収額はほぼ確保できる見通しを一応立てながら作業を進めてきたところでございますが、御承知のような野党側の御要求を受けて三千五百億の減税を政府が提案をし、さらに三千億の減税を追加する、こういう事態でございますので、当初の計画目標から見ますと五十五年度においてゼロにするということは事実であります。

しかしながら、福田総理も非常にかたい決意で、これ以上赤字公債を五十五年以降においてもおなほ発行し続けなければならないような場合には、国家財政の非常に厳しい状態になることを踏まえまして、五十五年度においてはぜひ赤字公債を発行しないで済む財政内容にしたいということとを強く断言をしておられますので、私もその方向に向かってベストを尽くさなければならぬ、このように考えておる次第でございます。

なお、現在の政府税調の方は、今年の十月までが任期でございますので、それまでの間に突っ込んだ御議論を各方面にわたって幅広くやっていただいて、その上に立って五十三年度以降の税制問題を確立してまいりたい、このように考えておる次第であります。

○宮地委員　どうか絵にかいたもちに終わらないように、またそれが減税どころかとんでもない大幅増税によって穴埋めをされないように、これだけは厳重に留意をしていただきたいと要望いたします、次の問題に移りたいと思うのであります。

今回、与野党の保革伯仲の中におきまして、三千億円の減税積みみができたわけでございす。そこでこのいわゆる財源措置について福田総理は、赤字国債に頼らないで措置をしたい、こういうふうにご十七日、衆議院の予算委員会でも答弁をしております。

そうなりますと、考えられることのひとつは、歳出を削減するあるいは新たな年度内増税が考えられるのではないかと、あるいは五十二年に大幅な自然増収を大蔵省が期待をしているのではないかと、いろいろ言われているわけであります。大蔵省として現在、この財源対策についてどのように進めておられるのか伺いたいと思うのであります。

○山内政府委員　この点につきましては、大臣を初め何度かお答え申し上げておりますが、ただいまの段階では、今五十二年の予算運営に沿いつて、歳入歳出面から努力をしてみたいということしか申し上げられないと思ひます。なお、それにつけ加えて、大体第三・四半期ごろには何らかの見当をつけたということをや予算委員会におきまして政府委員が御説明を申し上げておりますが、そういったところが現在の政府の態度でございます。

○宮地委員　問題は、現在は依然として景気も中だるみになっておるわけでございす。この三千億円の、国民の景気刺激の一つのねらいを込めて、大きな、いい影響に活用していく、これはやはり重大な問題であると思ひます。そういう面で、国民の皆さんの手に一日も早くこの戻し税が行き届く、これは非常に大事な問題ではないか、こう思うわけでございす。この点について、いまだどのように努力をされておるのか、また大体いつごろをめどに進められておるのか、この点について伺いたいと思ひます。

○山内政府委員　この辺のところはいずれも大蔵委員会のお扱いとされておるといふように私どもは受け取っております。大蔵委員会の方からは私どもに對しましてそういう意味におきましてのい

いろいろ御相談をいたしております。実務上も非常にむずかしい点がいろいろございますが、できることならばなるべく早期に、かつなるべく一括して還付できるように方向で御協力を申し上げるようにならうと、私どもは大臣から申しついておりますので、その方向で御協力をさせていただきますかと思ひます。

○宮地委員 そういふ点で国民の期待を裏切らないように、どうかよろしく、一日も早く、そしてまたそれが景気の刺激に効果のあるように配慮をさせていただきますかと思ひます。

具体的に租税特別措置法の第四十一条の住宅取得控除について少し伺いたいと思ひます。

この制度は昭和四十七年の一月一日から本年の十二月三十一日までのいわゆる時限立法的な立場で創設されております。今回の法案では二年の延長、こういうことになっておるわけでございますが、この創設された住宅取得控除の意義というものは、一つは国民の皆さんに住宅取得の一層の促進のため便宜を図る、あるいは第二としては住宅投資を通じて景気の刺激に何とか報いていこう、こういう趣旨でつくられたわけでございます。

〔野田（毅）委員長代理退席、山下（元）委員長代理着席〕

私は、そういう意味合いからこの住宅取得控除というものはもう時限立法的なものは解除してしまつて、本当にまだまだ日本の住宅政策はおくれしておるわけでございますから、今後ともこれは持続していくべきである、むしろ恒久化すべきではないか、こういうふうにご考へていただくわけでございますが、大蔵当局はどうでありましょう。

○山内政府委員 御指摘のとおり、この制度は住宅の取得をいたしますことに対するインセンティブとして設けられたものでございます。四十七年からこの制度が創設されたわけでございますが、その当時におきましては、なお住宅の絶対量の不足ということがこの制度創設の背景にあったかと思ひます。そういう意味合いからいたしまして、現在は新築住宅に限ることになってお

ります。その後住宅戸数もかなり順調に増加をいたしましたまいりまして、現在では住宅戸数の絶対的不足というのが、当時と比べますとかなり緩和されてきたと申しますか、むしろかなり充足されてきたというふうに言うべきかもしれません。そういう状態でございます。したがって、いまの制度を存置するように、特にいまの御指摘では、永久化するようにならうと御指摘をいたしましたけれども、他方には、新築住宅でなしにむしろ中古住宅についてもっとメリットを与えようというふうな御意見もございまして、私もいたしましては、現在の段階で建設省の建築行政の立場とも相関連をさせまして、ただいま、わが国の今後の建築行政がどういふふうに進むべきかというところを頭に置きながら現在の御提案を申し上げておるわけでございますが、現在のような、新築住宅について他の住宅取得に比べて特別のメリットを与えて援助していこうというたてまえは、税制だけでございせん、たとえば公的融資についても同じような考え方がとられております。もし国全体として従来のようなやり方がある程度再検討を加えていくということでありするならば、やはりそういうものと横並びで、情勢に即応して考え方を變えていかなければならぬかと思ひますが、そういう問題も含んでおりますので、私もといたしましては今回建設省とも相談の上二年間暫定的に延長させていただくということでございます。

○宮地委員 いま、はからずもお話の出た中古の住宅でございます。現在の不況とインフレというこの経済環境の厳しい中におきまして、国民が家を持つというところは、これはもう大変なことでございます。新築のみならず最近では中古の住宅を買つて、そういう国民の皆さんも多くなりつつあります。いま新築だけということでございますが、新築を買えば一坪当たり千円の控除、それも三十坪まで三年間、これが所得税の中から定額で引かれる。庶民の淡い、大変な希望であり、また喜ばれている制度でございます。私は、いまおっしゃ

った中古住宅についてもこの際積極的にこの適用を拡大していくべきであると思ふ。また、最近の日本住宅公団などの高家賃制度、五万円団地ができてとか七万円団地ができてといった、全く庶民の家計から遠くかけ離れた高家賃のそういう住宅が建設をされてきている今日であります。私は、そういうような高家賃に対しても何らかの制度を適用拡大して、そういう方々に対して恩恵を設けていくべきではないか、こういうふうにご考へるわけでございますが、この中古住宅の適用、借家人の高家賃に対する適用拡大、これについて大蔵当局はどう考へておるか、伺いたいと思ひます。

○山内政府委員 先ほど私が申し上げました趣旨は、いま御指摘のような御意見も各方面にかなり強いわけでございまして、ちょうど現在の時期は、住宅行政について一つの転換期を迎えつつあるのではあるまいかという感じがいたします。従来の、要するに絶対的に物が足りないという時期から少し様子が変わつてまいりまして、むしろその中古住宅も含めて質のよい住宅を供給するというふうな次第に転換をすべき時期にそろそろ差し加かつてあるのではあるまいかという感じがいたしますが、現在のところまだ建設省も含めては新築住宅を中心として、政策の重点としては新築住宅を中心として援する立場からいたしまして、私も税制でそれを援助する立場からいたしまして、やはり同じような方向に向いていかざるを得ないということでございます。そういう意味で現在御提案をいたしましたようお願いをいたしたいと思つてございまして、ただいま委員御指摘のとおり、今後、いま申しましたような国の持ち家政策、住宅政策全体が転換をしてまいりますならば、私もといたしまして、それに沿つて改めて勉強してまいらなければならぬというふうにご考へます。

○宮地委員 転換の時期が来てる、こういう答弁でございます。国民の生活実感というものをよく認識され、それに即応した税制というものをよく、これも税制に対する国民の信頼を勝ち取る

重要な問題ではないか。むしろこういうような問題に大蔵省が力を入れていくところに――国民の皆さんから公正税制である、大企業優先の税制であるなどといっているいろいろな批判されている現行制度に対する反省、またこういう面も積極的にやっているんだということも示していただきた、ぜひ期待したいと思ふのであります。

また、租税特別措置法第二十五条の二にありすみなし法人課税の選択の問題について、少しお伺いをしたいと思ふのであります。

この制度は昭和四十八年七月から明年度分までということ取り扱いが定められております。果たして実行成果は上がっているものでありましょうか。その点について伺いたいと思ひます。

○山内政府委員 この制度は事業所得者、それも中小事業所得者でございますが、事業所得者におきまして、その経理を明確にし、今後における経営の近代化をしていくというところの裏表といつたしまして、何らかの形で法人に準じたような経理のやり方を個人形態のままでもやつた場合に、あたかも法人になったと同様な税負担にしてみたいというところから発した制度でございます。しかしながら、これにつきましては、制度そのものが、法人になったという前提でございますので、そういう意味で、この制度の対象となるような比較的小さな個人事業者にしてみれば、制度としてなかなかむずかしい制度でもございまして、その大規模に利用するといふような制度ではもともとなかったのだらうと思ひますが、五十一年末の実績によりますと、青色申告者総数の中で四・三％の人がこれを利用してあります。

○宮地委員 ところが、いわゆるこの不況の中で、私も何軒かの中小零細企業の皆さんと話し合つた中で、これを果たして本当にお使いになつていくのだらうか、いろいろ聞き、調べてみました。しかし、実態は、中小零細企業の近代化という大変な創設目的の中でつくられたこのみなし法人課税の選択の問題が、実際は十軒に一つぐらい。いま四・数％と言われておりますが、実際は一割に満

たないという実行率が実態であります。それはなぜか。それはいまの経済の不況が物語っているわけであります。

御存じのとおり、この制度を選択する場合に、前年の十二月三十一日までにはきちと事業主の報酬額というものを届け出をしなければならぬ。ところが、届け出をした方がいいが、途中で経済の不況で経営が悪化した、倒産寸前になった、その事業主の報酬額の認定をいまの制度では変更できない。でありますから、いまのようなこういう経済で、中小零細企業の皆さんから言うならば、どういふふうになるか全くわからない。そういうことでこれを適用すると、近代化どころか、かえって事業主の首をくくってしまうのではないかと、いう危惧があつて、実はこれの活用が踏み切れないのである、これが実態なのであります。

こういう経済変動の激しい、また不況のときでありますから、こういうような問題についても洗い直しをして、特例事項としてこの事業主の報酬額の変更を認めることについても、来年で一応期限が来るわけでございますから、そろそろこゝからで真剣に調査をして、実態に即した制度に切りかえていくべきであると思つておりますが、その点についてどう考へておるか伺いたいと思つております。

○山内政府委員 この制度が非常に活用が少ないといふのは、おっしゃるとおりでございます。その一番むずかしい点が、事前にいわゆる給与相当額を決めて、その給与相当額はなかなか動かさないといふ点にあるのだといふことも、恐らく御指摘のとおりであらうかと私も思つております。

ただ、この制度はあくまでも、法律的な形態は法人にはないけれども、実態は法人と全く同じにやるといふことが事柄の前提にございますので、そういった場合に、法人になりましたならば、これはいわゆる企業主が給与と取つたというのとに相なります。その取り扱ひと給与というものは、事業の好不況に關係なしに雇用關係によつて決まるということでございますから、そういう意味

で、現在の給与類似額の届け出制度を非常に緩やかにするといふのは制度本来の趣旨に全くなじまないものであらうかと思つております。そういう意味合いからいたしまして、こういうむずかしい制度は恐らく比較的零細な中小企業の方にはなかなかなじみがたいのではないかと、どちらかと申しますならば、もっと単純な準備金制度なりあるいは特別所得控除制度なり、そういったものの方が物の性格に合致してゐるのではあるまいかといふので、実はこのみなし法人課税制度の前身はそういうものであつたわけでございますけれども、それは法人になつたと仮定した場合と食い違つたから、あつたが悪いんだ、手間が非常にかかつてまいから、こういう制度をつくつてもらいたいといふ非常に強い要望がございまして、現在の制度になつてゐることは先生御承知のとおりだと思つております。

その点を考えますと、逆に申しまして、いま御指摘の給与額を動かすといふのは他の法人の場合にあり得ないことでございますから、そういう点で非常にむずかしい、むしろ単純化あるいは利用の簡便化を図るならば、もう少し制度そのものを簡単な制度に持つていく方がベターなものはあるまいかと思つております。そういうようなこともいろいろ勘案をいたしまして、五年間試行的に、トライアルとしてやってみようといふのが現在の制度でございます。来年期限が参りますにつきましては、それまでの間、いま御指摘のような問題点も含めまして、さらに研究を進めてまいりたいと思つております。

○宮地委員 他の制度にも切りかえられないといふ言い方をしておりますけれども、一般のきつとした企業法人の場合は、役員の報酬あるいは事業主の所得といふものはある意味では自由自在にできるわけですね。この場合は、審議官が言つてゐるのとちょっと意味合いが違つたのです。もう少し実態的といひますか、実態面といふものをくんで、いただいて、この当初の創設の意義といふものは、非常にいいと思つてゐます。中小零細企業に、いわゆる法人の分、自分の私の分を明確にして、企業

の合理化を図つて、今後その繁栄のためにこの税制度を使つてほしいといふ創設の意義、目的といふものは確かに意義があるわけでありまして、けれども、現実にはそれが運用になるとまことに実態からかけ離れておる。そういう点をどうか大蔵当局も、当然勉強されておると思つてゐますが、もう少しこの国民の底辺に首を突っ込んで、実感の上から実質的な運営に切りかえていただきたい、趣旨と実態ができるだけ合致するように運営していただきたい、これをぜひ要望したいと思つてゐるのであります。

時間がありませんので、次に移りますが、特に最近のサラリーマンの家計の中における社会保険料といふものの比率は大変大きくなつてきております。サラリーマンの標準報酬額の月額のうち大体七、八%になつてきておる。ところが、実際の社会保険料といふものは、たとえば厚生年金などは五十一年度で三兆円、あるいは国民年金などは六千億円、こういうものの使途は財政によつて公共事業に回るわけですね。ある意味ではこれは目的税的な感じがするわけです。この負担を見ましても、たとえばサラリーマン個人の負担と国及び企業の負担、こういうものを諸外国の例で見て、合計を一〇〇とした場合でも、日本が先進諸国では一番高い。フランスが一六%、英国は二〇・七%、アメリカは二三・二%、西ドイツは二四・七%、日本は二六・九%であります。実際に被保険者の負担率が高い。ところが、自分の身の回りを見てみると、福祉といふものがどうも低福祉である、何か低福祉高負担の端の端の実例ではないか、こういう国民の御批判もあるわけでございます。

私は、この社会保険料について目的税的なそういう考へ方に対して、まず大蔵省はどういうふうにか考へておられるか伺いたいと思つてゐます。

○山内政府委員 私も社会保険につきましては全く素人なのでございますが、おっしゃいますように、受益者負担的な意味合いから申して目的税とどこが違ふかといふことに相なります。ならば、やはりある種の意味では保険という機構を使いながら

の受益者負担的なものといふふうにか考へてもいいのかといふふうにか考へます。

○宮地委員 大変失礼でございますが、勉強はされてゐると思つてゐますが、国民のいろいろな貴重な意見といふものはいろいろ文獻に出ておりますからね。こういう点について、社会保険料は目的税の一部として考へられるのじゃないか、こういう議論もいま出てきてゐるわけですね。税金を預かる大蔵省としてはやはりもっと真剣に耳を傾け勉強していただきたいと思います。

〔山下(元)委員長代理退席、委員長着席〕
いまのような御答弁をいただきますと、国民は大変にがっかりするのじゃないかと思つてゐます。これだけの莫大な国家財政を運営してゐる大蔵当局にとつて、時間がありませんのでまた次の機会に譲りたいと思つてゐますが、私たちが給与をもらつても、皆さんでもそうだとおもうのですが、税金も確かにあれですけれども、社会保険料がばかにならない。そういう面でも、この問題についても、そういう議論がいま醸し出されてきてゐるという大きな国民的話題を呼んでゐる問題でございますので、ぜひ御勉強をさらにしていただいて御検討をいただきたい、こう思つてゐるのであります。

○高島政府委員 ちょっと申し上げたいと思つてゐます。

ただいまの御意見でございますが、各種の社会保険ないし社会保障制度に伴う負担、これらにつきましては、今後各種制度のな一層の充実の中で、ただいまお話のございましたような社会保険税的な形で統一的にこれを賦課することができるといふか、こういうようなことは今後さらに検討をしていかなくてはならないと思つてゐますが、現在のところ、社会保険については非常にばらつきがございまして、これを一律的な扱いをすることはきつめて困難ではなからうか、このように考へるわけでございます。

ただ、低福祉高負担ではないかといふ御指摘につきましては、御承知のとおり日本では所得に對するいわゆる租税負担といふのは決して欧米各国

に對して高くないわけでありまして、かつまた、社会保険負担と国民所得の對比を昭和五十二年度予算で見ても、日本の場合には六・九%であり、アメリカの場合には四十九年度で九・一%、西ドイツの場合には一七・七%、あるいはフランスの場合には一九・七%というような数字が挙がっておりまして、日本の場合、国民所得對比で見ました場合には、こうした國々に對して決してそう高負担であるということではないと私も思うのでございますが、なおそうした制度の面については今後整合性を考えながら充足をしてみなければならぬ、このように思っております。

○宮地委員 先ほど私の挙げた数字の被保険者の負担の割合、これについてはやはり現実が高いわけですが、たとえば厚生年金なんかにしても、國の負担が二〇%、それに比べて被保険者は四〇%、国民年金などは國が三三・三%に對して被保険者は六六・七%。そういう点から見れば明らかに社会保険料の中における被保険者の負担というのは高い。そういう中から國民の生活を感ずるにあらえていきますと、いまのようなこういう経済の不況、インフレの中で、社会保険料が高いという声、これはやはり何らかの形で目的税ではないのか、こういう御意見もあるわけでございますので、これは謙虚に御検討していただきたい。要望したいと思います。

さらに、國税の徴収事務における問題について國税庁に少し伺いたいと思います。

最近十カ年における國税の事務量というものが大変に多くなつてきておる。また、それに比べて國税職員の状態というものは、総定員法などによって決められてやはり大変に厳しい。今回の戻し税の問題でも最大のネックになっているのがこの辺の事務の問題であると言われております。こういう点について國税庁としてまず円滑にこの問題が運営されておるかどうか、これを伺いたいと思います。

○山内政府委員 ちょっと先ほどの社会保険の問題に關連をいたしました数字の点でございますが、國民所得に對する社会保険負担の割合は日本の場合五十二年度の予算で六・九%でございます。それに対して、アメリカは九・一%とか、西ドイツ一七・七%とかというふうな、必ずしもわが國の場合には絶対額として高いかどうかという点については、いま申しましたようなことでございます。

なお、先ほど御指摘の目的税にするかどうかの問題でございますが、これは保険収入でもって保険支出に充てるという形でいわゆる完全な特別の会計という形で進んでいきます限りは、現在の形です。まづ、これに對して、一般会計あるいは一般財源を差し込むかどうかという問題になります。これはその形式の問題ではなくして、そういう意味での予算の問題ということでございますので、これはこれとして別途の検討を要することであるうかというふうに考えます。

○山橋政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、この十年間を見ますと、申告所得税の面におきましては納税者数というものは約四割を超える増加でございます。また、法人税におきましては、法人数が六割五分の増加という形で納税者数というものが非常に増加をしている状況でございます。それに比べて、國税庁全体の職員の定員というのは横ばい、わずかに二%弱の実増加でございます。税務行政が量的にも質的にも年々非常にむずかしい局面に來ていることは、御指摘のとおりでございます。

このような状況でございますが、われわれといたしましては、できるだけこの人の効率的な配置、たとえば定員の地域間あるいは事務間の再配置、たとえば徴収あるいは間税系統の職員を所得税あるいは法人税というふうな仕事へ再配置をする、あるいは電子計算機の事務処理の範囲を拡大をしていくというふうないろいろな施策を講じて、事務の消化に努力をしているところでございます。また、毎年、十分ではございませんけれども、

でも、定員の増加を一応図りまして、必要最小限の職員を確保してきておるところでございます。

そういうふうな努力を通じて、職員に過重な負担をかけないように現在努めているところでございますが、今後とも事務量が増加をいたしましても、職員に過重な負担をかけることがないよう、さらに合理化に努力をいたしますと同時に、定員の確保等に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○宮地委員 問題は、國税職員の皆さんは、やはりある意味では専門的な知識あるいは豊富な経験というものが必要になってくるわけでありまして、一般に、税務についていろいろ調査をしたり研究をするわけでございますから、三年から五年くらいはたないといふと専門官としての知識の修得はむずかしい、こういうふうにも言われているわけでございます。それだけに、その養成というものは重要な課題であると思つて、國税職員の専門知識などの養成についてどういうふうに進められておるか、伺いたいと思います。

○山橋政府委員 お答えいたします。

國税職員が特に専門的な知識を要求されるというところは先生御指摘のとおりでございます。われわれといたしましては、いわゆる高卒の新入税務職員につきましては、一年間の全寮制度によりまして、その間の特別な教育を施しまして第一線に配置をいたします。この教育過程におきましては、専門的な知識を中心として、その他一般教養等も含めて高度の教養、知識を身につけた、専門的な知識を十分身につけた職員というふうな形でこの養成を図つてまいつておるところでございます。

また、最近におきましては、大卒の國税専門官という制度を設けて、これもまた毎年数百名ずつ採用しているわけでございますけれども、これも採用と同時に三カ月間の研修期間を設け、専門的な知識を養成し、さらに一定年数がたちましたところで、もう一度六カ月間の研修をするというふうな形で、新入税務職員の研修には

きるだけの実は配慮をしているところでございます。

さらに全体といたしまして、現在各職場におきまして日々いろいろな事務にまつたところの知識というものを絶えず積み重ねていく必要があるという観点から、職場の研修、いわゆる第一線におきます職場におきまして、その研修という問題も重視をいたしまして、ブロックごとに集めてその調査技法あるいは税法等の知識をさらに再修得させるというふうな努力も組織的にこれを行つてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○宮地委員 いまお話しのように、専門の知識を非常に必要とする、これをお認めになつてはいるわけでございます。ある意味ではやはりスペシャリスト、専門官であらうと思つて、そこで、いま國税職員の中にはだんだん年をとつてまいりまして、特に中高年層の職員の待遇改善の問題だとか、あるいは専門職としてのそのプライド、地位の向上といふもの、そういうものがどうも改善されておらない。そういうことでモラルの低下、意欲の低下が始まりつつある、こういうことも言われているわけでございます。その点についての抜本的な改革についてどう真剣に取り組んでおられるのか、伺いたいと思います。

○山橋政府委員 お答えいたします。

いま御指摘のとおり、非常に専門的な知識を必要とするということは、そのとおりでございます。また、税務の職場におきましては、いわゆる中高年層のウェットというものが非常に高いという点につきましては、先生御指摘のとおりでございます。私たちは、この税務の職場におきまして、この中高年層の処遇、この士気をいかに高めていくかという問題は、実は非常に大きな重要な課題だといふふうに考えておられて、まずその処遇というものを、その年齢あるいは職務にふさわしい処遇に持つていきたいということ、この数年來就意努力しているところでございます。具体的に、その職務にふさわしい格の高いポスト、たとえば特別

の職務にふさわしい格の高いポスト、たとえば特別

ばわからないとおっしゃればそれまでなんですが、私のようにむずかしいという立場をとる、とらないは別にいたしましても、五十三年度、五十四年度、五十五年度と三年間にわたって毎年、たとえば五十三年度は対前年比二七%の税収の増を見ていらっしゃる、五十四年度は二二%、五十五年度は対前年比同じく二二%という税収の伸び

を見ておられますが、こういった税収の増加というものを既存の税制の中から考えられると御判断になりますか。

○山内政府委員 ケースAなりケースBなりについております。年次別の内訳表の税収の数字、これは下から積み上げたものでございせん。委員も御承知のとおりでございますが、五十五年度の所要税収、これを一応五十年代前期経済計画をもとにいたしました。その中で財政がどの程度の役割りを果たすべきかを前提置いて計算をいたしました。その必要額を逆算的に出したものが五十五年度の三十五兆余りの数字でございせん。その間、五十三、五十四年度はそれぞれ五十二年度から五十五年度までの間に予想されるGNPの伸びを前提に置きまして、それに対して一定の割合で税収が伸びる、いわばその入り口と出口を結びまして、あとはGNPの伸び方を推計をして、その推計に一定割合、等率で税収も伸びるという前提を置いておきました数字にすぎませんものでございせんから、ここに書いてあります数字はそういう逆算の数字というふうにお受け取りをいただきたいと思ひます。

○高橋委員 私は、それでは困ると思つたのです。と申しますのは、五十三年度の税収をお考えになる、この時期はこうすでに恐らく七月、八月までにいろいろの予算をあるいは税制をお考えになると、こういう時期が来ているさなかで数字合わせだといふ口をおっしゃられて、ああそうですかと云うわけには私たちがしてはいけません。こういう考え方にした場合には当然この五十三年度あたりから新しい税をすでお考えになつていらつしやるのじゃないか、そのように思ひますが、いかがでございませうか。

○山内政府委員 財政収支試算の中で最も意味のある数字は最初のページにございせん、いわゆる財政収支試算の本表の五十五年度の数字でございせん。それを輪切りにいたしました五十三、五十四の数字は付表としておつけをしております。とおり、あくまでもこれは参考のためにおつけし

た数字でございせん。そういう意味でこの途中の年度については、計算の前提として先ほど申し上げましたような意味以外には特にならぬわけでございます。したがひまして、この数字があるから五十三年度は必ずこういう数字にさや寄せするような増税を考へておるのかとおっしゃいますれば、それは必ずしもそうではございせん。ただ五十五年度には少なくともこういう形で歳入を確保したい、確保いたしませんことには、この計表の前提としたしておりますところの特別公債に依存しない財政、特例公債つまり赤字公債から脱却をした財政、しかもそういうことは単に財政のみでなく国民経済全般にいろいろの意味で悪影響を及ぼしますものでございせんから、そういう意味で五十五年度までにはこういう形でせめて持たせたいというのが政府の考え方でございますが、そのためにいついかなるときにどういふ形で増税をやるべきかということにつきましては、これは先ほども御説明を申しましたように、今後の詰めていくべき問題だといふふうにお考えをしております。

○高橋委員 しかしお言葉ですけれども、時間的にすでに五十三年度の予算はお組みになる準備がもうそろそろ始まるときでございませう。そうであるならば、当然のことながら新税の構想はお待ちのはずだと私は思ひたい、むしろ逆にこれは額も含めてこういった御配慮がそろそろ出ているのではないかと。

私はここで次官にお尋ね申し上げてございませうけれども、この与野党接近の中で、こういった基本問題をより時間をかけて、いままでの慣習よりははるかによい時間をかけてこの税の問題などは取り上げないか、ある時期が来たら大變な争ひが起る、そして今回の予算のように押し詰まってきたら大變な争ひをした上で、いろいろと国民に対して政治に対する不信を持たせる、こういう点から配慮いたしまして、私はどう考へても大蔵の御当局が新税構想をお持ちでないとは思ひな、これはそろそろこの大蔵委員会に、仮に非公

開にするような決意があらになつても、少なくとも新税構想ははっきりとおっしゃつて、与野党の討議をする時期が来ているんじゃないか、こういうふうに思ひますが、次官いかがでございませうか。

○高橋政府委員 本委員会におきまして日ごろ委員各位からいろいろと御提言などいただいております。そうした御意見は政府税調にそれぞれまめましてお出しをいたしました御検討をいただいておりますところでございます。昭和五十二年十一月二日、第四回会合というところで「中期税制の一環として論じられてゐる新税等の概要について」という審議が行われておるところでございます。ただ内容的には、まだこれを直ちに今後二、三年の間にやるというふうなものではなくて、それだけの項目につきましていろいろとそれぞれ意見を合したという程度のものでございせんので、残念ながらいまここで、こういう構想がございましてこんなことはどうでございませうかと云つて、大蔵省の責任において申し上げられる段階にまで詰まっておらないというのが実情でございませう。

○高橋委員 おっしゃる通りに十一月二日から四日にかけての「中期税制の一環として論じられてゐる新税等の概要について」これは友末部会長の御担当かと思ひますが、これが出てゐる。この中で大きく八つ取り上げて、あと追加すれば出国税と選別雇用税ですか、十ぐらいの対象に一応しほつてお考えが出ておられますけれども、いずれにいたしましても私は新税の適用があるのではないかと、もうその御発表をなさり、検討される時期に來ているんじゃないか。むしろあえて申し上げれば、間に合わないんじゃないか。しかも二月二十六日の予算委員会では小川自治大臣が、地方財政の改善問題で御発言なさつておられる、その中にあつても、たまたま、主題ではございせんけれども、新税を創設する場合には、従来の所得税、法人税、酒税という地方交付税に、その一定割合を地方に配分することを考えないでもない、考へる

べきだといふことをもうすでおっしゃつてゐる。そうすると私は、閣内でも、あるいは関係当局の中では何かすでに新税問題というものはもうかなり煮詰まつてゐる状態があるんじゃないか。首を振つていらつしやいますけれども、そのように考へざるを得ない。

それからもう一つは、今度の一兆円減税に対して、これは私の勘ぐり、あえて勘ぐりと申しますけれども、わりあいに財界が強い反対をしなかつた。いろいろのお話の中で、新しい税に対して財界に対して説明をなさつておられるようなことはないのでもございせんか。あるいは全国知事会などが外形標準課税を取り入れるということについて最近強く求めてゐない、こういうことも踏まえていいますと、何か裏側で新税に対しての配慮があつて発言することが少なくなつてゐるのではないかと。いふに、これはあくまでも勘ぐりでございますが、重ねてひとつお願いいたします。

○山内政府委員 財界その他に対して、こういう新税はどうかでしようということと私どもの構想として御説明していることは一切ございせん。

○高橋委員 それでは少し観点を變へまして、仮に新税をお考えになつたときに取り組む姿勢として、政府は今後応能税で進まれるか応益税で進まれるか、この辺の基本的な方向はいかがでございせんか。

○山内政府委員 まさにその辺がむづかしいところでございます。先ほども委員御指摘のように、昨年の六月ごろから政府税制調査会を中心にいろいろ勉強はいたしてまいつております。かなり日を詰めて勉強願つておるわけでございますが、まだ現在までのところそれがどういふ方向に參るかといふことまでは議論は熟しておりません。先ほどもちやつと御説明をいたしましたように、第一部会と第二部会に分けまして御議論願つております。第一部会の方は主として所得課税でございせん。第二部会の方が資産課税と消費課税といひますか、間接税関係、そういうサイ

ドからのアプローチをお願いしておりますが、いずれにいたしましても、先ほど御指摘のありました財政収支試算、それからそのものになりまして五十年代前期経済計画、そういったものを前提にして物事を考えてまいります限りは、やはりその期間、五十五年度までの間に何らかの形で何らかの程度の新税の導入を考へざるを得ないというところまでは大方の御意見がまとまってまいっておりますけれども、それを果たして、たとえば所得税でやるのか法人税でやるのかあるいは間接税でやるのか、それともそれらの中それぞれ幾つかのものをそれぞれの割合に従って分け持ちをするのか、その辺のところは挙げて今後の御議論であらうかと思ひます。

先ほど御指摘をいただきました五十二年十一月二日の御審議は、その中の第二部会、つまり間接税担当の部会の中におきまして、今後新税をもし勉強するとすればどういった方向に勉強していったらいいだろうかという、いわば問題の提起でございますし、そのときに挙げられました税目は必ずしも実現可能性があるとかないかという点ではなくて、この税制調査会の部長報告にもございますが、いま御指摘のようないろいろな税目を拾い出しましたそのメルクマールは、実施可能かどうかは別として、従来から国会及び当税制調査会等において議論されている新税について収録してみたらどうかという友末部会長の発案に従って引っぱり出したものでございます。そういう趣旨で引っぱり出した税目でございますので、これが果たしてうまく物になるかどうかということは挙げて今後の御議論かと思ひます。

○高橋委員 大変くだいのですけれども重ねてお伺いいたしますが、この新税は仮に現在お考えにならないとしても、もう焦眉の急の問題として出てくる。一体いつごろこの新税構想は発表されるお気持がありますか。

○山内政府委員 現在の税制調査会の委員方の任期がことしの十月に切れますので、恒例によりまして、任期切れの前には大体、いわば卒業論文式

にその調査会の御議論をおまとめいただくのが通例でございます。特に今度の場合は、いま委員御指摘のような背景もございまして、非常に熱心に中期税制問題について取り組んでいただいておりますので、その点について、私どもとしてもぜひお聞きします。恐らくそういう形で任期満了前にお出しただく答申が、いま御質疑の対象になっておりますような事柄に対する一つの税制調査会としてのお答えという形で出てくるのではあるまいかと私どもは期待いたしておる次第でございます。

○高橋委員 では、この問題、最後にお願ひになるうかと思ひますが、次官、与野党接近というもう大変な事態、それから、当大蔵委員会の権威という問題を兼ね合わせて、どうぞこの税制に對しては従来以上のオープンな状態で、少なくともこの大蔵委員会に於てはそういう問題等を討論できるような今後の運営をお考へになつていただきたい。次官、いかがでございますか。

○高橋政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、本委員会におきまして御議論をいたいただき、あるいは御主張をいただいておりますようないろいろな御見解につきましては、それぞれ政府税調等にもお出しをしておるわけでありまして、かつまた、政府税調で検討されましたものの資料につきましては、できる限り委員各位に差し上げておるところでございます。政府といたしましては、政府税調というものを御願ひいたしております限りは、税調の答申というものを尊重しながら取り組んでまいらなければなりません、ぜひいろいろな機会にこれらをもとにまた大いに御議論をいただいて、まさに今日の政治情勢の中で円滑に税制が改正されてまいりますように努力をいたしたい、このように思っております。

○高橋委員 お願ひついででお諮りをしておきたいことが一つございます。

それは四十八年ごろから国税と国民所得の各増加率の相関度が非常にばらつきでひどくなつていふ。省内ではこの相関表は恐らくつくつていらっ

しやると思うのですが、企業などでも収入、支出の急激な変化のある場合には毎月のようにチェックをするというのが企業の常識なのですが、国の財政のあり方としても、足りなくなつてから補正予算を後へいつて組むといったようなやり方ではなしに、せめて四半期ごとぐらいにこういった国税と国民所得の各増加率の相関などについては、大蔵委員会には資料を提供していただきたいと思ひますけれども、この辺についてはいかがでございますか。

○山内政府委員 御指摘のような点はあるうかと思ひます。特に最近商法の改正に伴ひまして、法人税の税収の入り方が従来とは違つた形になつてまいっております。つまり、従来は大企業がほとんど半年決算であつたのでございましてけれども、現在はそれが一年決算が主体になりました関係上、景気の波と税収の波とのタイムラグが従来よりもひどくなるという点がございまして、それから、ここ数年間の特殊の事情をいたしましては、個人の土地の譲渡所得に對する課税制度がほぼ二年置きぐらいに制度が変わつてまいっておりますので、その関係で、譲渡が多発する年とそうでない年とがあるというふうなことで、これは景気の実勢とは余り関係なしに税収が変動するというふうなこともございまして、そういうふうな関係で、いろいろラグがあるわけでございますが、いま御指摘のような点につきましては、これは毎月一般会計税収については委員会の方に提出申し上げておりますので、それでごらんをいただきたいと思ひます。

○高橋委員 前半に時間を少しとり過ぎましたが、きょうは私は実は証券の問題でお尋ねしたいと思つて、証券局長においでいただいたのです。が、お尋ねをいたします。

いま国民の不公平感の中に、ストックインフレの格差の拡大がひどくて、これが社会的に不公平感を増幅してしまふ、国民の連帯感を失わせているという現実があるうかと思ひます。これに對して基本的にストックインフレに對する格差の拡大につ

いてますお伺いをしてみたい。どのようにお考へにされますか。

○安井政府委員 非常にむずかしい問題でございます。私がお答えする資格があるかどうか非常に問題だと思ひますけれども、恐らく御指摘の点は、昭和四十七、八年の物価騰貴を通じて、金融資産をお持ちの方と、あるいは不動産の資産をお持ちの方との間では非常に格差が出ておるということをお指摘なんだろうと思ひます。そういう意味での不公平感というのがあるということをお否定するわけにはいかないだろうと思ひます。

○高橋委員 私はきょうは証券の立場を伺いたいということですが、実は証券の——証券というよりも一般的には株というものが、本来の株の性質から逸脱しまして、言葉は悪いのですが、スベキイレッションといひましようか、もっと極端に言えば賭博の対象みたいな感じで、一般の方がお持ちになつておる印象が強くなつておる。もっと言えば、一番お金を持つていない人は競輪に走る、サラーマンは競馬程度で憂さを晴らして、そして小金持ちと大金持ちあるいは企業というものは株をいじる、こういう動きが最近出てきているように思ひますが、株の問題にこういう風潮をつくり出した証券行政あるいは監視の仕方に何か問題があるのじゃないか。はつきり申し上げれば、証券業の仕事、営業内容について、一体証券業の営業内容というものはどういふものかというふうにお考へになつておられますか。

○安井政府委員 ただいま御指摘になりました最近の株の問題でございますが、私どもも最近の株価というものが、たとえば昭和四十六年ごろと比べてみますと、アメリカの株価に比べますと日本の株価は上がり方が大体倍になつております。日本の株価がなぜこれだけ高くなつておるのかということをお尋ねして申し上げますと、株価収益率と申しますか、株価に對する配当の比率が日本の場合には二割を割つておるわけでございます。アメリカ

カの場合にはこれが三%から四%に近い利益率になつてゐるわけでごいまして、非常に株価が高くなつてゐることは事実でございます。

それで、先生はこれの理由がどこにあるのかというこの御指摘だろと思ひますけれども、私も恐らくこれは一つには、先ほど申し上げました四十七、八年ごろの非常に著しい価格騰貴というところに原因があるのだろと思ひますけれども、また、その相当の部分といふますか、少なくとも部分は、株主の構成が非常に変わつてきてゐるわけでございます。と申しますのは、戦後昭和二十五年ごろには株主総数の約六割が個人だったわけでありましたけれども、これが現在約三〇%が個人、つまり株主構成は、七割が法人、三割が個人という形になつてきてゐるわけでありました。この意味で、少なくとも法人の場合には、法人で売買するといふよりは、いわゆる系列化その他の関係でお持ちになる場合が多いわけでありまして、個人のように一人の場合にも、もちろん資産としてお持ちになる場合が多いわけでありましたけれども、法人よりは株の売買も行われるわけでごいまして、こういう株主構成が変化してきてゐる、個人株主の割合が減つてきてゐるということと、問題があるのではないかと申すことを実は証券取引審議会が昨年五月の審議会の報告で申し述べているところでごいまして、その対策として幾つかの、株式の魅力をつくれというようになことであるとか、あるいは証券会社の営業姿勢を直せというようにことも申してゐるわけでごいします。

化をしていくという引受業務。四番目がセーリングと申しておりますが、この引き受けた株式なり社債を売る業務でございます。この四つの業務があるわけでありまして。

私も申してゐる通り、証券会社というのは、もう先生に申し上げるまでもないことであると思ひますけれども、資金の供給者でありまして、この投資家と、資金の需要者でありまして、この企業であるとかあるいは国とか地方団体、この供給者と需要者との間に立つて、つまり証券市場、これは株式市場と公社債市場があるかと思ひますが、両方の仲介の役割を果たすということが本来の業務だろと思ひます。投資者あるいは資金の需要者、両方から信頼をされていなければいかぬということと、証券会社が自分の責任でこの売買をする、いわゆるディーラー業務といふものは、むしろ主たる業務であつてはおかしいわけでありまして、お客さんの売買に伴ひまして、証券市場に關する限りは、この流通市場に關します限りは、お客様の委託を受けて売買するといふ形の業務が望ましいのであらうと思ひます。これは、現に証券会社があくまでもブローカー業務を主として営みなさい、ディーラー業務の方はその補充的に行なふといふことを免許のときにも言つておりました、またたびたび通達などでも指示してゐるわけでありまして。現に、五十一年九月期の数字を見てみますと、このブローカー、お客様の委託をやつております売買業務から生ずる収入が占めておりました四つの業務の中では約六割を占めております。証券会社自身の責任で売買いたしますディーラー業務の方の収入は一五%でございます。古いときと少し比べてみますと、四十年、十年ばかり前に比べてみると、十年ばかり前にはその証券会社の中で株式の売買が行われてゐるものうち、自己売買、いまのディーラー業務の方が四五%を占めていたものでありますが、五十一年にはこれが二三%と半減しております。したがつて、ブローカー業務を主体とする業務に移つてゐること

は事実でございますけれども、いま先生の御指摘のように、証券会社が少なくとも顧客に対しては価格の公正さを疑われるようなことをいたしてはいかぬといふことは常々申し上げてゐるところでございます。

○高橋委員 おっしゃる通りに、四つの業務が証券の免許の中でうたつてありますから、四つだと思ひますが、実は私が取り上げたいのはこの四つを一つの証券会社が兼業をし得るといふところに問題があるのではないかと申すことをお尋ねしたいのです。申し上げれば、有価証券の売買、ディーラー業務といふものを、いまのお話でも五十年とおっしゃつたですから、恐らく私の調べた資料と一緒だと思ひますが、大手の某証券会社、一八%を占めるところがございすね。そうすると、有価証券の売買といふことを二割近くやつておる大手、最大手、そう言う名前が浮かんでいらつたし、やと思ひますけれども、これほどの有価証券の売買益を出してゐる。ちょうど過剰流動性が問題になつたときに、商社が株を売つたり、あるいは製造会社の一部で定款を変えて、株の売買などを定款の中にうたい込んだ会社がいふ非難され、弾劾されたけれども、証券会社自身が有価証券の売買をお客と一緒にやつてやるといふ、しかも片方では御承知のようにアンダーライター業務をやる、あるいはセーリングと申しますか、ディストリビューターといふか、そういう仕事をなさる、この辺についてはどう考へても私は証券業の特権、あるいはあえて言うならば、いままで放置しておいたのがおかしいような業務でないかと思ふのですが、この辺についていかがでございますか。

○安井政府委員 先生御指摘のように、証券会社がやつております業務について、相互に申しませうか、それぞれ独立して行ふべきで、一社で行ふべきではないという御議論があることも承知いたしております。しかし、考へてみますと、ブローカー業務だけ証券会社がやつておると、お客からの売り注文はあつたけれども買い注文が現に出ない場合があるわけでございます。そのときにはやはり仲介をいたしております業者としては、それにこの買いの方を自己の責任においてディーラー業務を使うことによつてその価格形成ができないものを補つという補完的な役割があることも否定できないわけでありまして。私も、したがひまして先ほど申し上げましたようにブローカー業務があくまでも主である、約六割を占めてゐるわけでありまして、このディーラー業務の方を極力その補完的な範囲にとどめておくようにといふことの指導をいたしておるつもりでございます。いま先生の御指摘のような形で、たとえば大証券が一律にある特定の株を推奨販売をするといふようなこととしてはいかぬといふことを私も言つておりました、また証券業者の中でもそういう自主規制をしておりますし、さらには証券取引所の方も株価に著しい変動あるいは少し疑問となるような売買が行われてゐるというところになりますれば、たとえば東京証券取引所にも売買審査室といふのを設けてそういうものを監視するといふ形をとつてゐるわけでございます。

○高橋委員 局長、話をちょっともとへ戻していただいて、さつきは有価証券の売買の収入に対する率をお答えいただいたのですが、額として、たとえば四大証券全部で、一番新しい年次で結構ですけれども、どれくらいの売買益を出しておられますか。

○安井政府委員 調べてお答えしたいと思ひます。ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○高橋委員 それでは、局長、後ほどで結構です。

私は引き続きたいへんお伺ひしたいことは、証券会社が自己の計算で証券の売買を行った場合には、手数料はどうしておられますか。

○安井政府委員 手数料は委託販売の場合にのみとつておるわけでございますから、自己の売買に關する限りはその売買差益がそのままになるわけ

けでございいます。

○高橋委員 それでは、あれほど騒がれた、非難をされた商社やあるいは一部製造会社、要するに過剰流動性をめぐって金もつけを回った連中が、それでも彼らは力関係で手数料が決められた手数料よりも少々低かったかもしれない、しかし手数料を払っているのに、証券会社自体はこの売買に伴っての手手数料は全然構わずにそのまま済まされてしまっているのですか。

○安井政府委員 証券会社が売買いたしましたものにつきましては、証券取引所の方には手数料を払っております。しかし、その証券会社自身が売買するのが商売でございいますから、自分の商売からは手数料をもらうのもおかしくなるわけでございいますから、売ったり買ったりするときによってその差額が得をしたり損をしたりする形になるわけでございいます。商社の場合には商社が証券会社を通じて売買をなさるわけでありまして、証券会社の手手数料をいただき、その手数料の中から証券会社は取引所の方に手数料を払う、こういう形になっているわけでございいます。

○高橋委員 恐らくそれは平和不動産さんに手数料を払われるのだと思ひますね。

○安井政府委員 取引所でございいます。

○高橋委員 取引所の方ですか。それにいたしまして、それでは仮に商社が証券免許をとればこの手数料はただになるのですか。

○安井政府委員 商社が直ちに証券業の免許を与えられるかどうか。たとえば他業の禁止というようなことがございいますからできないと思ひますけれども、少なくともこの手数料を払わないで済むというのは証券取引所の会員にならなければならぬわけでございいますから、直ちにそういうこととはできないかと存じます。

○高橋委員 まさに私は証券会社の不当な特権の一つでないかと思うのです。しかもあの過剰流動性の時代でも商社並びに他の法人は株の売買益を出して収入としたことにずいぶん国民の世論が高ぶった。弾効の音が上がった。ところが一方株

を本来の目的から外れたこういった売買益の中で済ましてしまっている証券会社があったというところをお認めになりますか。

○安井政府委員 先ほども申し上げましたように証券会社としては主たる業務はあくまでもブローカー業務でなければいかぬ。それを補うものとして、いわば潤滑油としてディーラー業務を認めておるわけでございいますから、ディーラー業務の結果利益が出たりあるいは損を出したりすることがあると思ひます。ただああいふ株価上昇のときには株を買ふことによって利益が出たということも推察はされるわけでございいますけれども、少なくともそのために証券業者が営業しているのではないということも申し上げられるかと存じます。

○高橋委員 残念ながら時間が来てしまひました。またの機会にお伺ひさせていただくことにいたします。きょうはこれでやめさせていただきます。ありがとうございます。

○小淵委員長 大原一三君。

○大原(一)委員 私は租税負担並びに今後における税制改正の見通し等について二、三お伺ひしたいと思ひます。

先ほども議論になっていたようであります。大蔵省が今度おつくりになりました新しい財政収支試算における五十五年の租税負担率は幾らになるのございいますか。

○山内政府委員 五十五年度におきましては専売納付金を含みましたところで国税の負担割合は一五・〇％と考えております。

○大原(一)委員 私は手元に財政収支試算をお借りして持っていますのでありますが、現在の負担率が一一・七％でございいます。それは間違いないとすれば、差額の三・三％負担率が上がる計算になっているのでありますが、これは新規の増税を織り込んで計算されているのでしょうか。

○山内政府委員 先ほど一五％と申し上げましたのは一般会計収支試算の専売納付金でございいます。いま大原委員のおっしゃいました数字は、恐らく特別会計も含めましたところの国税の負担割合

合かと思ひます。財政収支試算の場合は特別会計は除外をいたしまして一般会計だけで数字を組み立てておりますので、五十五年度は先ほど申しましたように一五％でございいます。それは五十二年度におきましては一四・四％でございいます。

○大原(一)委員 それは新税は見込まれているかどうかということですか。

○山内政府委員 五十五年度までの間に新税を予測しておるかどうかという御質問でございいます。これは先ほど申しました御説明でございいますが、これは先ほど申しました御説明でございいます。これは先ほど申しました御説明でございいます。これは先ほど申しました御説明でございいます。

前期経済計画に乗っかりまして、それに示されておる諸指標をできるだけ財政の面でどういふふうにお受けとめるかということをお考えまして歳出を計算いたし、それに対応して五十五年度までに特例公債に依存しないで済む財政を形づくるためには税収に何が期待されるかという数字を算出いたしましたものがこの三十五兆余りの数字でござい

ます。それを租税負担割合に置き直して申し上げますと、四十八年から五十年までの平均の負担割合一三・二％に對しましては二・二％程度増税に對しては税負担が上がる、地方税も合わせますと約三％上がるという中期経済計画の予測に合うわけでございいます。そういったいわば積み上げではなくて試算の形で出しました数字でございいますので、その税収の中身がどのようになるかは挙げて今後の議論になるわけでございいます。

私どももいたしましては、昨年以来税制調査会におきまして中期税制の方向についての御議論をお願いしております。経緯におきまして、やはりこういう形の財政をもたすためには五十五年度までのある時期においてある金額の増税は避けて通るわけにはいかないだろうというところまでは覚悟をいたしておりますが、それがいかなるものになるかというの、なお今後の問題として残されておるといふこととございいます。

○大原(一)委員 別の角度からもう一つ御質問申上げたいのでありますが、このケースAの場合

は一五、一二、一二という成長率になっておるようでありまして、これに単純にいままでの経験律による租税の弾性値をおかけまして税収をはじいた場合にはどういふ形に負担率になるのでしょうか。

○山内政府委員 大原委員はよく御存じでお話しになっておられると思うのですけれども、租税の弾性値と申しますのは後から追っかけてみてなるほどございいます。先行的に弾性値をもつてかなり正確な税収の試算をやるということは非常にむずかしいでございいます。つまり、同じGNPの成長の度合いでありまして、その前が上り坂であったのか下り坂であったのか、それからその坂の険しさがどの程度であるのかといったようなことで、同じGNPの時期におきましても弾性値は必ずしも一つではないということとございいます。

で、これは釈迦に説法みたいなことですが、どうもなかなか弾性値だけでは今後燃れておつてどの程度税収が入るかということの確に予測することはむずかしいわけでございいます。お話をございいますので、仮に弾性値を一・三というところで計算をいたしますと、三十五兆と予測しております五十五年度には、一・三で延ばしてまいりますと三十三兆程度にしかならないということとござい

ます。

○大原(一)委員 そうしますと、やはりこれは五兆円相当のものは新税はないしは租税の増徴という形でやらねえと埋まらないという計算にはなっておるわけでございいますね。

○山内政府委員 先ほども申し上げますように一・三が果たしてよろしいのかどうかはいろいろ御議論のあるところだと思ひます。過去五年間で申しますとこれが一・三九でございまして、過去十年間で申しますと一・三五でございまして、これはその背景にありまして、このGNPの動き方によつてもかなり左右されておるのだと思ひます。そういう意味で、いま御指摘の五兆が動かない数字とは思ひませんけれども、私どももいたしまし

ても常識的に考えまして、増税がなくて三十五兆五千億になることはとても期待できないだろうというふうには考えます。

○大原(一)委員 よくわかりました。

われわれ、これは減税適状にありという経済的判断から減税をお願いしたことにあったわけでありまして、私は将来きつと増税の季節がやってくるだろう、いや将来きつとやなくて、もう来年度、再来年度の税制改正からそういう問題が日程に上がるだろうと思うのであります。

私考えますのに、租税負担率のあり方というものをどういうふうに考えたらいいか。たとえば社会保険負担と税金の負担を合わせて五割に近い国というのが先進国の中で相当ございます。たとえばイギリス、それからスウェーデン、イタリア等々ですね。課税最低限を超えたところから五割も税金がかかるような税制、これは私は問題があると思います。やはり経済の活力というのは、国民の手元にそれだけの豊かさを残さないと経済自身が活力を失い、成長力を失っていきやせぬかということを私は考えるわけでありまして、そういう意味においていま例に挙げました国はみんな余り生々発展しない老いばれ国家、こんなことを申し上げたら大変あれであります、だろと思うのです。五割というのはいかにきつ過ぎる。ところが日本の場合には大変低いわけでございますね。先進国の中では一番低いわけでありまして、これはまたいかに低過ぎると思うのであります。

そこで、いわゆる適正な負担率、社会保険負担と合わせてどの辺がいいであろうかということをお進国の数字、そして一番低いところにわれわれがあるわけでありまして、並べて見ながら私もいろいろ考えるわけでありまして、税制当局としてはその辺にどういうめどをお持ちか、お聞かせいただきたいと思います。

○山内政府委員 最初の点はおっしゃるとおりであらうかとわれわれも思うわけでありまして、しかしながら、いかに何でもわが国の租税負担というのは諸外国に比べますと低い段階にあるのは、こ

れは数字の点で明確でございます。他方、財政におきます赤字の大きさというものは、これまた諸外国に類を見ないほど現在大きくなつておる。そういう状態のもとで今後数年にわたつていかにすべきかということでございますが、これはわれわれといたしましては、国の中期経済計画に示されておりますように、やはり非常に多額の負担を短い期間にお願ひをするというわけにはなかなかまいるまいと思ひますけれども、いま、四十八年から五十年の平均に比べて三ポイント程度の負担のアップというのはいかにお願いをしなればならぬのじゃあるまいかというふうに考えております。

それが結局、先ほど申しましたような財政収支試算の数字になつてゐるわけでございます。

○大原(一)委員 私たちだけでなくどこかの党にも入つたようでありまして、新しい税金構想の中に富裕税の問題をわれわれは提唱しておるわけでありまして、これは戦後、シャウプ勧告によつてわが国にも導入され、たしか税率は一分だったであらうと思うのでありますが、外国でも富裕税を取つてゐる国が幾つございまして、わが国では三年間だけ実施しまして、これを廃案にして、その分だけ所得税の累進率を上積みしたという経緯があります。一分の富裕税をやめたことによつて所得税の最高税率五五%を六五%に変えてしまつたという経緯がございまして、これをやめました一番大きな理由は何でございましてか。

○山内政府委員 主として執行上の理由からであるというふうに承知をいたしております。

○大原(一)委員 私はいま所得階層分布の状況を見ましても、やはりかなりの開きが出ておる、高所得者と低所得者の間の開きがだんだん広がつてきておるといふ感じがいたします。そういう意味におきまして現在の累進率は七五%でございますけれども、何とかこの富裕税を新しい税制として導入することによつて所得の不均衡を正に役立てる必要があるのではないかとこのように考えておりますが、この中期税制の御審議の中にも富裕税構想は――構想といひますか、議論が出てお

るようでございますが、この辺について積極的にお取り組みになるおつもりはないかどうか。仮に一分の税率でもつて旧来のやり方で課税をした場合に一体どれくらい税金があるであろうかといふことでございますが、その辺何か数字があらうとしたらお教え願ひしたいと思います。

○山内政府委員 富裕税につきましては、御指摘のよう去年の秋の税制調査会の段階でいろいろ御議論をいたしておりました。賛否相半ばするといふふうな状況でございました。賛成論の方の観点から申しますと、いま御指摘のやうに富の保有の不均衡を是正するといふことに非常に役に立つのではないかと、それからたとえば税の執行上の隘路につきましましては対象者をうんと限定する、非常に高い範囲から富裕税をかけるといふことで何とか解決できるのではないかと、たゞやうな御意見がございました。これに対して反対の側の御意見としては、やはり表現資産と不表現資産の価格の差が生ずる、そういう意味では結果的にアンパランスが生じるといふやうなことが主体であつたかと思ひます。

いづれにいたしましてもすでにわれわれとしてはかつて経験を持つておる税目でございますし、それからヨーロッパのある種の国々ではこういう制度が現実でございます。それはそれなりにある種のメリットがあることも、私どもはそれとありだと思ひます。ただ何といたしまして、やはり執行の面でいかに円滑にこれがやられていくかといふのが、この制度が現実化できるかどうかの分岐点にならうかと思つてございまして、

なお御質問の税金の点につきましては、これは先ほど御指摘のやうにどの辺のところから足を切るかといふことによつても非常に違つてまいりまして、またその把握体制のつくり方いかんによつても大変変わつてまいりますので、ここにちよつと私どもとしては数字を持ち合わせておりませ

○大原(一)委員 私の手元にいた資料でございますが、西ドイツ、オランダ、スウェーデン、

オーストリア、オーストラリアにつきましてやはり一分内外の税率で富裕税が実行されております。所得税の最高税率もオランダのごときは七二%でわが国より三分低いだけでございますが、〇・八%という富裕税を持つております。これらの国においては表現資産と不表現資産とをよう把握しないから実行できないという理屈はあり得ないんだらうと思うのでありますが、税務執行面の努力によつては、税制の公正化あるいはまた社会的公正といふやうな見地からは、私は大変重要な税目であると思うのであります。

そこでいま税務執行面の障害といふことを御指摘になつたので御質問申し上げたいのでありますが、アメリカはたしかケネディさんが大統領になつた一九六三年でございまして、いわゆる国民番号制を採用した、社会保険番号をもつて納税者番号とするといふやうな制度を果敢に採用されたといふことださうでありまして、たゞ、こういうことも私は前向きに検討されていいのではないかと申すのであります。寡聞にして私はアメリカをとおつておる国はアメリカ以外どこにございまして、もし資料がございましたらお教え願ひたいと思ひます。

○山内政府委員 他国にもあるのかもしれないが、私どももいまのところ具体的に把握いたしておりますのはアメリカの例だけでございまして、

○大原(一)委員 これを税制調査会等において取り上げられる気持があるのかどうかです。現在、銀行さんから郵便貯金が二億口もあつていからぬという議論が一方出ておるわけでありまして、この方法を採用すれば、たとえば名寄せといふ問題も非常に簡単に行われるのではなからうか。銀行さんも困られるのかもしれないけれども、いづれにしても、そういう資産が把握できないといふことは、富裕税ができないからいけないのじゃなくて、現在の税務執行そのものに見落としかつたといふことに対する御確認の発言だと見ざるを得ないわけでありまして、富裕税の問題と

は別に、現在の税務執行のより公正を期するため、背番号と言つて大変きつうございますが、納税者番号を簡単に導入できる状況にあるのではないかと。たとえば社会保険番号でいいですから、これはもう国民全体をほとんどカバーしておると思うのであります。そういうものを代置させて導入することは技術的には不可能でないと思ひますけれども、その点について御意見をもう一度お伺いしたいと思います。

○山内政府委員 いま御質問の点は、利子配当所得に対する分離課税をどうするかということ。税制調査会で議論願ひました際には、やはり問題として出まして、これにつきましては、税制調査会から、現在私どもが御提案申しております税率の引き上げということで御結論をいただいているわけでございますが、その際、それに付带的に次のように申しております。ちょっと文章を読みますと、「利子・配当所得に対する適用税率が不安定であることは必ずしも望ましいことではないので、上記の経緯をも考慮し、改正後の特例措置については、その適用期限を昭和五十五年末とし、その間はこれをそのまま据え置くこととし、その後でございすが、「これと併行して、利子・配当所得に対する完全総合課税を実現するための方策について、具体的、専門的な検討を一層推進することが必要である」という御指摘をいただいております。私どもとしては、何が何でも五十五年末までには、そういう趣旨で利子配当に対する把握体制の改善に取り組まなければならぬことになつておるわけでございます。そのことは、ひいては、いま御質問の富裕税の前提条件を整備する、そちらのサイドから整備するという意味にもなるかと思ひます。方法はいろいろあるかと思ひます。御指摘のいわゆる納税者番号制度もその一つであるかと思ひます。そのほかに、たとえば告知制度の厳格化とか税務執行体制の整備とか大口預金取引についての通知制度の創設とか、いろいろ考えられる制度がございますので、私どももいたしましては、そういうものも総合的に考え

合わせまして今後勉強を続けてまいりたいと思ひます。次第でございます。

○大原(一)委員 いままでの税制調査会の議論の中で、納税者番号制度を導入しようという意見はあったのですか、なかったのですか。

○山内政府委員 そういう御意見を非常に熱心にお持ちの方はいらつしやいまして、そういう御意見も出ております。

○大原(二)委員 現在の税務執行面における一番大きな問題は、表現資産、不表現資産がつかまらないことによつて看過されておるといふ実態ですね。どんなりばな税制をつくりましても、実行面であつて、そういう抜け穴があるといふことは、やはりほかの税制をつくる前に直していかなければならぬ。一番大きな問題であつて、私は思ひます。それがためには、いろいろ御議論があるようでございますが、民主主義の先輩国のアメリカさんも導入しておりますし、それはほかには何ら支障を生んでいないだろつと思ひますので、新しい税制の発想の前にそういう見地から踏み込んでいかなければ、私は今後の合理的な税制の組み立てはできないか、ないのじやないかという感じがいたします。特にわれわれも富裕税構想を持っておりますので、そういう見地からアプローチをしていかなければ、富裕税問題も解決できないであらう。それから、付加価値税にしても、わが国は小売課税の流行しない国でありまして、一回やつちやつち取引高税をやめちゃうようなところでありまして、こういう付加価値税構想の前提作業としても、そういう税務執行面における技術的な改革がなされないといふ不公平税制の上にまたた不公平税制を積み上げていくことになりはしないだろつかという危惧を持つておるために、さような問題を御指摘申し上げたわけでございます。どうかひとつ前向きで御検討いただくとお願ひしたいと思ひます。

それから、私、企業の社会的責任という考え方から、代表的に二つの問題を税制面で取り上げてみたいと思つております。

まず第一番目は交際費課税の問題です。これは税務当局の歴年の御努力によりまして、毎年毎年改正されて、八〇%、八五%といふところまでのし上がつてきたのであります。いかにせん、配当が一兆五千億円、企業の飲み食いが二兆一千億円というの、企業人として社会的責任論をおつた資格はないと思つて。飲み食いをなさるなら税金を払つて飲み食ひしていただきたいという意味で、私はできるだけ早い機会に交際費の一〇〇%課税を實行していただきたいと思ひます。

大体、企業といふのは飲み食いするのが目的じやなくて、まず配当するのが企業存立の目的でありますので、その配当金額が一兆五千億円、飲み食いが二兆一千億円といふのは全くナンセンスだと思ひます。アメリカ、ドイツの税制のように、これはレギュレーションに入つてゐるのか、どこに書いてあるのか知りませんが、一人の飲み食ひ代が二十マルクとか、日本流で言えば六千円とか七千円、それを超えたら否認いたします。銀座へ行つて高級バーのビール一本分にも相当しないのであります。そういうきついつい規制までしている税制が先進国に現にあるわけでございます。それから、この交際費課税は、私は御努力は高く評価するわけでございますけれども、何とか一〇〇%課税の水準まで持っていっていただきたい。さらにまた、中小企業の四百万といふのは、ちよつと多いのじやありませんか。私、実態を十分調べてないのであります。四百万飲み食ひしたつづつおれちゃうよといふような中小企業がたぐさあるわけでありまして、それは中小企業の温存政策になるのかどうか。交際費課税をやるときに、よく税制当局では、中小企業に切り込むことになつて、四百万といふ数字がいいのかどうか、私はもう少し下げて三百万ぐらになさつてもいいのではないかと感じを持っております。思ひます。以上二つの点についてお答え願ひたいと思ひます。

○山内政府委員 まず最初の、一〇〇%課税をしてもいいのではないかと。いう点でございますが、これは企業みずからが飲み食ひをするのではなくて、やはり企業が利益を得るために商売相手をつかまえて飲み食ひをさせるといふのがこの二兆円の主力だろつと思ひます。もともとそういう意味合いの経費でございますから、企業会計上は当然損金に落ちるべきであらうといふふうに思つておるわけでありまして、現在の交際費課税制度は、それにもかかわらず社用交際費に対する世論の強さといふことからこつた特別の措置を講じておるといふふうに私どもは理解をしておるわけでありまして。

先ほどアメリカの例をお引きたきまつたけれども、恐らく交際費に対する物事の考え方、組み方といふのは、わが国の場合とアメリカなりドイツなりの場合と少し違つてゐるのではないかと私は考へております。と申しますのは、わが国の場合は御指摘のとおりある一定の枠を設けまして、その枠の中で支出をした交際費の認定につきましては、比較的緩やかと申しますか、お金を払つておることがある程度確認をされ、それが個人のポケットに入つていないんだといふこととさへわかるならば、それは比較的緩やかに交際費として認定をされておるわけでありまして、そのかわり一定の枠があつて、枠の外へ飛び出したものについてはそれなりの否認を行われる。一方、アメリカ式の場合はどうかと申しますと、これはむしろ個々の交際費が企業として経費になるのかどうか、あるいはそれを受けた相手方が所得課税を受けておるのかどうか、そういう一々個別の交際費に対する認定なりあるいはその後始末の課税なりといふことについて非常に厳格でございます。その一つ一つについて右であるか左であるかといふことの点においてはわが国の交際費の税務調査よりははるかに厳しいように思ひます。ただ、しかしながら、わが国の場合と違ひまして、それぞれの企業にとつて一定の枠といふふうなものを与えられてゐるものではなくて、いま申しました個別のチェックで通過をいたしました交際費はいず

れも全額損金になるということで、わが国と諸外国とは少しその仕組みの仕方が違っているように思いますが、そういう意味でいずれが適正に行われているか、いずれがきついているかはなかなか申しかねるわけでございます。

そういう状態であります関係上、私どももいたしましては、わが国の交際費課税が直ちに一〇〇%損金不算入にならないとおかしいとは考えられないわけでございます。しかしながら、他方、いま委員御指摘のように税制を強化しても、あるいは全般的に不景気であるというふうな状態であるにもかかわらず、交際費だけではどうも順調に成長をいたしておるようでございますので、そういうふうな点をも勘案をいたしまして、私どももいたしまして今回ごらんのような形で御提案をさせていただきます。

それから第二番目の四百万の点でございますが、これにつきましては、私どもとしても基本的には御指摘のとおりかと思ひます。大体全体二兆の交際費の中で、一億未満の中小法人はその一兆五千億、約四分の三は中小企業によって占められております。しかも、その支払った交際費の中で何がし否認をされておるかという否認割合を見てもみると、中小企業の場合ですと一六・七%でございます。百円支出をしたら十六円七十銭が否認をされるという状態でございますが、大企業の場合はそれが六四・五%でございます。そこら辺が非常に大きく差が出てまいっておりますのは、いま委員御指摘の四百万が大きく働いておるからでございます。毎度税制改正、特に交際費の課税の改正を試みますごとに、われわれといたしましては四百万についてこれでいいのかということも議論いたすわけでございますが、片や中小企業におきましてはみずから意図せざるを得ない、大企業の押しつけを受けて払わざるを得ない、そういう意味では、大企業とかなり前提と申しますか、根拠の違った交際費に対する支出圧力があるというふうなこともございまして、また他方、四百万につきましてはかなり長らく、昭和三十九

年以来四百万ということでも維持をしまいつておりますので、その間の物価その他の上昇を考えますならば、相対的には四百万もある程度の節約になっておるであらうということもあわせ考えまして、四百万のままで御提案を申し上げておる次第でございます。

○大原(一)委員 もう時間がございせんので最後の問題であります。これは若干苛政に聞こえるかもしれないが、これは主税局長にお聞きしたいのかどうか、政務次官がいっしょやるからあれですが、たとえば上場会社で売り上げの三分の一ぐらいいを、これはめんどばどこがいいかわかりませんけれども、政府受注によって食って生きている会社がございまして、三分の一がいいのか二五%がいいのかかわりませんが、そういう企業はいわゆる標準配当、平均配当率と申しますか、過去三年間でもいいのですが、それを超えて配当してはならないと配当制限を考えたかどうかということ、私は物にも書いたら、言ったこともあるのでございまして、政務次官、唐突でございませうけれども、どうお考えになりますか。そういう会社がたくさんあると思うのです。それがいわゆる一般企業が割配当のときに、これを二割も三割も超えて配当するというのは、相手先が政府受注でございまして、私はやはり企業の社会的責任ないしは公正論からいって当然な措置ではなからうか。また、さらにそれを超えて配当したものに

もあり得ると思うのであります。これはそのときの経済情勢によりまして非常に変動がありまして、その三分の一なり何なりをとらえて、それがあがゆえに配当制限を加えるということは技術的には非常にむずかしいことではなからうか、このように思うのでございまして、いづれにいたしましても、利益が上がり配当が大きくなるような会社であれば、それだけ法人税もたくさんいただけるわけでありまして、それはもうけたからといって決して放置をしておるわけではなくて、有効税率で結局五〇%近くのものも国なり地方なりに納めていただくということでございますので、そうした会社は的確な課税をするということの方が当面重要ではなからうか、このように思っております。

○大原(一)委員 私が考えましたのは、そういう会社が非常に多いのでたくさん配当をやるということと、やはりその会社のやっているものの値段が下がるといふことであります。消費者サービスが充実するわけでございますので、政府受注等によって存立しておるような会社につきましては、そういうことも考えていいのではなからうか、これは長期税制の中に入ってくるのかどうか知りませんけれども、

それともう一つ、最後になりましたけれども、これは質問予定ではなかったものでありますが、税制の弾力性を確保するために、景気調整基金をつくる構想その他はともかくとして、外国でも二、三例がありますが、たとえば消費税等について大蔵大臣権限でもって景気を見計らいながらできる幅をあらかじめ法律によって大臣に授權をしておく。たとえば五%増税いたします、五%減税いたします。それはもちろん税目も指定しなければ

——所得税、法人税じゃなかったものじゃないから、とりあえず間接税について、まあ附加価値税でも導入されれば大変いいのでありますけれども、今後、そういった行政的枠内における景気調整が税金を通じてできますというふうな仕組み

も、御検討なすつたらいいかなものでございましょうか。新自由クラブはそういう税制に賛成でございまして、私はそういう意味でもやはり発想の転換がここらでなされていいのではないかと感じます。これをお答えいただきまして私の質問を終わりたいと思ひます。

○山内政府委員 直接税について申しますならば、これもまた委員十分御承知のところでございますけれども、わが国の租税制度はかなり強い景気に対する弾力性を持っておると思ひます。これに対して、さらにまた諸外国が持つておりますような形の景気調整税制をつけ加えるかどうかという点になりますと、これは中期税制の御議論の際に税制調査会においても一応御検討いただいておりますが、機動的な、要するにタイミングのいい発動というのを確保するためには、どうもいまのままではなかなかうまくいかないのではないかと、何らかの形で事前の経済指標の開発をもっと急がなければならぬのではないかとというふうな問題、あるいはもっと根本的には、現在のように公債を抱くような財政になってしまいましたものでございまして、そのうちから、そうした場合に、たとえば上がった金を公債の消化に回すのか何らかの特定の財源の形で保留をするのか、それがさらに発展をいたしますと、やはり現在の単年度主義の予算制度が果たしてそういった問題を受け入れ得るものなのかどうか、そういった点の御議論に触れてこようかと思ひます。

そういう意味で、御提案は一つのお考えと存じますけれども、いまのところ政府税調の御議論などに徴してみましても、やや消極的な御意見の方が多いような感じがいたします。別に、たとえばかなり大規模な一般消費税がわが国の租税制度の中に組み込まれるといたしまして、これはやはり御承知のとおり、比較的さういったものにつきましては景気に対する弾性が少ない税目でございますから、それを確保するために何らかの形でレギュレーターを採用するというのは諸外国の例に徴してもこれはあるようでございます。ただ、こう

いった問題につきましては、まずその前提になりますところの一般消費税の可否いかんという大問題に頭をぶつけておるのが現状でございます。

○大原（一）委員　ありがとうございます。終わります。

○小淵委員長　次回は、明二十三日水曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

昭和五十二年四月五日印刷

昭和五十二年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局